【参考資料】

附属機関等の設置及び運営に関する要綱（要旨）

１．趣　旨

県政に対する県民の幅広い意見及び専門的観点からの意見の反映並びに行政運営の公正の確保及び透明性の向上を図るため、附属機関及び私的諮問機関等の円滑な運営に努める。

２．附属機関等の定義

○附属機関とは　　……法律又は条例に基づき設置された審議会等
○私的諮問機関等とは　……要綱、要領等に基づき設置された協議会、懇談会等
○附属機関等とは　　……附属機関及び私的諮問機関等

３．要綱の主な内容

①委員の任命

・委員数の概ね20％を公募により選任するよう努める。
※令和８年４月１日改正：「概ね20％」を削除し、「公募により委員を選任するよう努める。」に改正。

・女性委員を積極的に登用する。

②会議の公開

・会議は、運営の透明性及び公正な県政運営に資するため、原則として公開する。

・会議の公開は、会議の傍聴、会議結果の公表（報告書、議事概要、会議資料等の公表）の方法により行う。

③設置の見直し

・所期の目的を達したもの、社会経済情勢の変化等により必要性が著しく低下したものなどについては、廃止又は統合を検討する。

④総務文書課長への合議

・附属機関等を設置し、廃止し、又は統合する場合には、附属機関等の所管課長は、総務文書課長に合議する。

⑤附属機関等の運用状況の公表

・附属機関等の所管課長は、附属機関等の運用状況について、毎年度末に総務文書課長に報告する。

・総務文書課長は、上記の報告に基づき、附属機関等の運用状況について県民へ公表する。

４．施行期日

平成11年４月１日（最終改正　令和８年４月１日）

【参考資料】

審議会等の委員への女性の登用促進要綱（要旨）

１．趣　旨

「長崎県男女共同参画基本計画」に基づき、政策・方針決定の場への男女の共同参画を実現するため、審議会等の委員への女性の登用を積極的に推進する。

２．審議会等の定義

〇審議会等とは　……法律又は条例に基づき設置された附属機関

３．要綱の主な内容

①女性登用の推進

・学識経験者から選ばれる委員については、女性の登用に特別の配慮をする。
・団体推薦委員については、団体の長等の役職に限定せず、女性の適任者の推薦について協力を要請する。
・公募委員については、２分の１以上の女性委員の登用に努める。

②事前協議

・委員の選任に際して、原則として６ヶ月前までに、県民生活環境部長に協議する。

③登用計画と進捗管理

・各部局長は、女性登用に関する登用計画を作成し、所管部局内の登用計画を進捗管理する。
・県民生活環境部長は、登用計画全体を進捗管理する。

④登用計画進捗状況の公表

・登用計画進捗状況は、毎年度公表する。

４．施行期日

平成12年５月31日（最終改正　令和２年４月１日）

※　「第５次長崎県男女共同参画基本計画」では、県の審議会等委員への女性の登用率」の目標値を40%以上としています。

令和7年度 附属機関等の状況（令和8年３月31日現在）　（資料１）

【附属機関】

No.	所管	機関名称	委員数	公募委員			会議公開			決算額（千円）	備考
				導入状況又は導入機関の委員数	公募委員数	比率	委員名簿	傍聴	結果公表		
1	総務文書課	長崎県公益認定等審議会	5	困難	-	-	○	○	○	216	
2	総務文書課	長崎県行政不服審査会	5	困難	-	-	○	×	○	220	
3	県民センター	長崎県情報公開審査会	5	困難	-	-	○	×	○	469	
4	県民センター	長崎県個人情報保護審査会	5	困難	-	-	○	×	○	314	
5	学事振興課	長崎県公立大学法人評価委員会	7	困難	-	-	○	○	○	497	
6	学事振興課	長崎県私立学校審議会	13	困難	-	-	○	○	○	661	
7	財政課	長崎県政策評価委員会	6	困難	-	-	○	○	○	281	
8	税務課	長崎県固定資産評価審議会	12	困難	-	-	○	×	○	0	
総務部		**8機関**	**58**	**0**	**0**	**-**	**8**	**4**	**8**	**2,658**	
9	防災企画課	長崎県防災会議	69	困難	-	-	○	○	○	129	
10	基地対策・国民保護課	長崎県石油コンビナート等防災本部	24	困難	-	-	○	○	○	0	
11	基地対策・国民保護課	長崎県国民保護協議会	57	困難	-	-	×	×	×	0	
危機管理部		**3機関**	**150**	**0**	**0**	**-**	**2**	**2**	**2**	**129**	
12	土地対策室	長崎県国土利用計画審議会	13	13	2	15.4	○	○	○	0	
13	土地対策室	長崎県土地利用審査会	7	困難	-	-	○	×	×	87	
地域振興部		**2機関**	**20**	**13**	**2**	**15.4%**	**2**	**1**	**1**	**87**	
14	観光振興課	長崎県観光審議会	18	18	4	22.2	○	○	○	3,321	
15	スポーツ振興課	長崎県スポーツ推進審議会	19	19	3	15.8	○	○	○	431	
文化観光国際部		**2機関**	**37**	**37**	**7**	**18.9%**	**2**	**2**	**2**	**3,752**	
16	県民生活環境課	長崎県環境審議会	31	31	6	19.4	○	○	○	2,156	
17	男女参画・女性活躍推進室	長崎県男女共同参画審議会	20	20	4	20.0	○	○	○	623	
18	交通・地域安全課	長崎県交通安全対策会議	23	困難	-	-	○	○	○	0	
19	食品安全・消費生活課	長崎県消費生活審議会	18	18	4	22.2	○	○	○	518	
20	食品安全・消費生活課	長崎県食育推進県民会議	27	27	3	11.1	○	○	○	788	
21	食品安全・消費生活課	長崎県食品安全・安心委員会	17	17	4	23.5	○	○	○	626	
22	地域環境課	長崎県環境影響評価審査会	12	困難	-	-	○	○	○	317	
県民生活環境部		**7機関**	**148**	**113**	**21**	**18.6%**	**7**	**7**	**7**	**5,028**	
23	福祉保健課	長崎県福祉保健審議会	37	37	2	5.4	○	○	○	1,117	
24	地域保健推進課	長崎県感染症診査協議会	58	困難	-	-	×	×	○	5,344	
25	医療政策課	長崎県医療審議会	22	22	3	13.6	○	○	○	664	
26	医療政策課	長崎県がん登録委員会	11	困難	-	-	○	×	○	0	
27	医療人材対策室	長崎県准看護師試験委員会	7	困難	-	-	×	×	×	70	
28	薬務行政室	長崎県薬事審議会	15	困難	-	-	○	○	○	120	
29	国保・健康増進課	長崎県後期高齢者医療審査会	9	困難	-	-	○	×	○	0	
30	国保・健康増進課	長崎県国民健康保険審査会	9	困難	-	-	○	×	○	0	
31	国保・健康増進課	長崎県指定難病審査会	25	困難	-	-	×	×	×	1,403	
32	国保・健康増進課	長崎県国民健康保険運営協議会	11	困難	-	-	○	○	○	101	
33	長寿社会課	長崎県介護保険審査会	24	24	2	8.3	○	×	○	6	
34	障害福祉課	長崎県障害者施策推進協議会	20	20	4	20.0	○	○	○	156	
35	障害福祉課	長崎県精神保健福祉審議会	16	困難	-	-	○	×	○	156	
36	障害福祉課	長崎県精神医療審査会	34	困難	-	-	×	×	○	3,908	
37	障害福祉課	長崎県障害者介護給付費等不服審査会	5	困難	-	-	○	×	○	0	
38	障害福祉課	障害のある人の相談に関する調整委員会	20	困難	-	-	○	×	○	0	
39	障害福祉課	障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり推進会議	35	35	3	8.6	○	○	○	249	
福祉保健部		**17機関**	**358**	**138**	**14**	**10.1%**	**13**	**6**	**15**	**13,294**	

令和7年度 附属機関等の状況（令和8年３月31日現在）　（資料１）

【附属機関】

No.	所管	機関名称	委員数	公募委員			会議公開			決算額（千円）	備考
				導入状況又は導入機関の委員数	公募委員数	比率	委員名簿	傍聴	結果公表		
40	こども未来課	長崎県子育て条例推進協議会	36	36	3	8.3	○	○	○	888	
41	こども未来課	長崎県少年保護育成審議会	16	16	3	18.8	○	○	○	0	
42	こども未来課	長崎県幼保連携型認定こども園審議会	6	困難	-	-	○	×	○	68	
福祉保健部 こども政策局		**3機関**	**58**	**52**	**6**	**11.5%**	**3**	**2**	**3**	**956**	
43	産業政策課	長崎県研究事業評価委員会	8	困難	-	-	○	×	○	230	
44	雇用労働政策課	長崎県職業能力開発審議会	14	14	2	14.3	○	○	○	132	
産業労働部		**2機関**	**22**	**14**	**2**	**14.3%**	**2**	**1**	**2**	**362**	
45	漁港漁場課	長崎漁港管理会	12	12	2	16.7	○	○	○	113	
水産部		**1機関**	**12**	**12**	**2**	**16.7%**	**1**	**1**	**1**	**113**	
46	林政課	長崎県森林審議会	14	14	2	14.3	○	○	○	255	
農林部		**1機関**	**14**	**14**	**2**	**14.3%**	**1**	**1**	**1**	**255**	
47	監理課	長崎県建設工事紛争審査会	12	困難	-	-	○	×	×	152	
48	建設企画課	長崎県公共事業評価監視委員会	7	7	1	14.3	○	○	○	1,564	
49	都市政策課	長崎県美しい景観形成審議会	18	18	2	11.1	○	○	○	205	
50	都市政策課	長崎県都市計画審議会	20	困難	-	-	○	○	○	1,272	
51	都市政策課	長崎都市計画事業高田南土地区画整理審議会	10	困難	-	-	○	×	×	101	
52	港湾課	長崎県地方港湾審議会	32	困難	-	-	○	○	○	256	
53	河川課	長崎県水防協議会	15	困難	-	-	○	○	○	239	
54	建築課	長崎県建築審査会	7	困難	-	-	○	×	○	150	
55	建築課	長崎県建築士審査会	5	困難	-	-	○	×	○	115	
56	建築課	長崎県開発審査会	7	困難	-	-	○	×	○	0	
57	用地課	長崎県土地収用事業認定審議会	5	困難	-	-	○	○	○	0	
土木部		**11機関**	**138**	**25**	**3**	**12.0%**	**11**	**6**	**9**	**4,054**	
58	義務教育課	長崎県教科用図書選定審議会	20	困難	-	-	○	×	○	89	
59	生涯学習課	長崎県立長崎図書館協議会	10	10	2	20.0	○	○	○	156	
60	生涯学習課	長崎県社会教育委員の会議	17	17	3	17.6	○	○	○	913	
61	学芸文化課	長崎県文化財保護審議会	15	困難	-	-	○	×	○	660	
教育庁		**4機関**	**62**	**27**	**5**	**18.5%**	**4**	**2**	**4**	**1,818**	
総計		**61機関**	**1,077**	**445**	**64**	**14.4%**	**56**	**35**	**55**	**32,506**	

令和7年度 附属機関等の状況（令和8年３月31日現在）　　（資料２）

【私的諮問機関等】

No.	所管	機関名称	委員数	公募委員			会議公開			決算額（千円）	備考
				導入状況又は導入機関の委員数	公募委員数	比率	委員名簿	傍聴	結果公表		
1	ながさきPR戦略課	ながさきブランド検討懇話会	11	11	2	18.2	○	×	○	115	新設、廃止
2	ながさきPR戦略課	ながさきブランド検討会議	11	困難	-	-	○	×	○	66	新設、廃止
3	広報課	広報外部評価委員会	5	困難	-	-	○	○	○	37	
秘書・広報戦略部		**3機関**	**27**	**11**	**2**	**18.2%**	**3**	**1**	**3**	**218**	
4	政策企画課	長崎県まち・ひと・しごと創生対策懇話会	15	困難	-	-	○	○	○	136	
5	政策企画課	九州・長崎ＩＲ区域整備推進有識者会議	9	困難	-	-	○	○	○	0	
6	政策企画課	長崎県総合計画・総合戦略懇話会	33	33	7	21.2	○	○	○	1,550	
企画部		**3機関**	**57**	**33**	**7**	**21.2%**	**3**	**3**	**3**	**1,686**	
7	人事課	長崎県コンプライアンス委員会	5	困難	-	-	○	○	○	31	
総務部		**1機関**	**5**	**0**	**0**		**1**	**1**	**1**	**31**	
8	交通政策課	長崎県離島航空路線協議会	9	困難	-	-	○	×	○	0	
9	交通政策課	長崎県離島基幹航路運賃対策協議会	16	困難	-	-	○	×	×	0	
10	交通政策課	長崎県運輸事業振興協議会	13	困難	-	-	○	○	○	0	
11	交通政策課	長崎県離島航路対策協議会	38	38	2	5.3	○	○	○	118	
12	交通政策課	長崎県離島航空路線再生協議会	12	困難	-	-	○	×	○	0	
13	交通政策課	長崎空港２４時間化推進委員会	23	困難	-	-	○	○	○	0	
14	交通政策課	長崎県地域公共交通活性化協議会	33	困難	-	-	○	○	○	12,286	
地域振興部		**7機関**	**144**	**38**	**2**	**5.3%**	**7**	**4**	**6**	**12,404**	
15	文化振興・世界遺産課	長崎県博物資料価格評価委員会	0	困難	-	-	×	×	○	71	
16	文化振興・世界遺産課	長崎県博物資料収集委員会	0	困難	-	-	×	×	○	87	
17	文化振興・世界遺産課	長崎県美術資料価格評価委員会	0	困難	-	-	×	×	○	169	
18	文化振興・世界遺産課	長崎県美術資料収集委員会	0	困難	-	-	×	×	○	103	
文化観光国際部		**4機関**	**0**	**0**	**0**		**0**	**0**	**4**	**430**	
19	県民生活環境課	長崎県ＮＰＯ・ボランティア活動推進協議会	15	15	3	20.0	○	○	○	0	
20	人権・同和対策課	長崎県人権尊重を促す条例（仮称）有識者会議	7	困難	-	-	○	○	○	587	新設
21	生活衛生課	長崎県クリーニング師試験委員会	5	困難	-	-	×	×	×	27	
22	生活衛生課	長崎県油症対策委員会	11	困難	-	-	×	×	×	798	
23	生活衛生課	長崎県製菓衛生師試験委員会	9	困難	-	-	×	×	×	131	
24	生活衛生課	長崎県動物愛護管理センター（仮称）事業者選定委員会	6	困難	-	-	○	×	×	82	廃止
25	地域環境課	大村湾環境保全・活性化会議	7	困難	-	-	○	○	○	40	
26	資源循環推進課	長崎県廃棄物処理施設専門委員会	7	困難	-	-	○	○	○	63	
27	資源循環推進課	長崎県海岸漂着物対策推進協議会	19	19	6	31.6	○	○	○	335	
28	自然環境課	長崎県「緑といきもの賑わい事業」検討委員会	5	困難	-	-	○	×	○	42	
29	自然環境課	長崎県希少野生動植物モニタリング委員会	12	困難	-	-	○	×	×	589	
県民生活環境部		**11機関**	**103**	**34**	**9**	**26.5%**	**8**	**5**	**6**	**2,694**	

令和7年度 附属機関等の状況（令和8年３月31日現在）　（資料２）

【私的諮問機関等】

No.	所管	機関名称	委員数	公募委員			会議公開			決算額（千円）	備考
				導入状況又は導入機関の委員数	公募委員数	比率	委員名簿	傍聴	結果公表		
30	福祉保健課	長崎県福祉のまちづくり推進協議会	20	20	4	20.0	○	○	○	287	
31	福祉保健課	長崎県福祉サービス第三者評価推進会議	15	15	3	20.0	○	○	○	579	
32	福祉保健課	長崎県再犯防止推進ネットワーク協議会	18	困難	-	-	○	○	○	105	
33	地域保健推進課	長崎県感染症対策委員会	41	困難	-	-	○	×	×	384	
34	地域保健推進課	長崎県新型インフルエンザ等対策有識者会議	4	困難	-	-	○	○	○	0	
35	地域保健推進課	長崎県肝炎対策協議会	7	困難	-	-	○	○	○	64	新設
36	医療政策課	長崎県保健医療対策協議会	22	困難	-	-	○	○	○	866	
37	医療政策課	長崎県地域保健医療対策協議会	197	困難	-	-	○	○	○	1,600	
38	医療政策課	長崎県精度管理専門委員会	5	困難	-	-	○	×	○	81	
39	医療政策課	長崎県医療安全相談センター協議会	9	9	2	22.2	○	×	○	96	
40	医療政策課	長崎県地域医療構想調整会議	130	困難	-	-	○	○	○	1,276	
41	医療人材対策室	長崎県ナースセンター事業運営委員会	10	困難	-	-	○	○	○	79	
42	薬務行政室	長崎県献血推進協議会	29	29	2	6.9	○	○	○	209	
43	国保・健康増進課	健康ながさき２１推進会議	31	31	3	9.7	○	○	○	833	
44	国保・健康増進課	長崎県地域・職域連携推進協議会	31	31	3	9.7	○	○	○	833	
45	長寿社会課	長崎県高齢者虐待防止・身体拘束ゼロ作戦推進会議	13	困難	-	-	○	○	○	109	
46	長寿社会課	長崎県地域包括ケアシステム推進協議会	24	24	4	16.6	○	○	○	1,298	
47	長寿社会課	長崎県介護事業所認証評価制度推進委員会	10	困難	-	-	○	○	○	99	
48	長寿社会課	長崎県ケアラー支援に関する有識者会議	15	15	3	20.0	○	○	○	312	
49	障害福祉課	長崎県手話言語施策推進協議会	8	困難	-	-	○	○	○	47	
50	原爆被爆者援護課	長崎県健康管理手当等認定審査会	3	困難	-	-	×	×	×	699	
51	原爆被爆者援護課	長崎県被爆体験者精神医療受給者証審査会	3	困難	-	-	×	×	×	0	
52	原爆被爆者援護課	長崎県第二種健康診断特例区域医療受給者証審査会	3	困難	-	-	×	×	×	314	
福祉保健部		**23機関**	**648**	**174**	**24**	**13.8%**	**20**	**17**	**19**	**10,170**	
53	こども未来課	長崎県幼児教育推進懇話会	11	困難	-	-	○	×	○	247	
54	こども家庭課	長崎県発達障害児・者総合支援推進会議	22	困難	-	-	○	○	○	93	
55	こども家庭課	長崎県困難な問題を抱える女性支援及びＤＶ対策等推進会議	26	困難	-	-	○	×	×	58	
福祉保健部 こども政策局		**3機関**	**59**	**0**	**0**	**-**	**3**	**1**	**2**	**398**	
56	漁政課	長崎県水産業振興基本計画検討委員会	19	19	3	15.8	○	○	○	1,406	新設、廃止
57	漁業振興課	長崎県栽培漁業・資源管理型漁業推進協議会	13	13	3	23.1	○	○	○	219	
58	漁業振興課	長崎県海面利用協議会	15	15	3	20.0	○	○	○	207	
59	漁業振興課	長崎県海面利用地区協議会	25	25	5	20.0	○	○	○	178	
60	水産経営課	沿岸漁業改善資金地区運営協議会	27	困難	-	-	○	×	×	0	
61	水産経営課	長崎県漁業経営改善計画認定審査委員会	8	困難	-	-	○	×	×	98	
62	水産経営課	長崎県漁業士認定委員会	6	困難	-	-	○	×	○	0	
63	水産経営課	長崎県漁業担い手活動協議会	14	14	3	21.4	○	○	○	137	
64	水産経営課	スマート漁業等推進会議	7	困難	-	-	○	×	×	1,503	
65	水産加工流通課	長崎魚市場高度衛生化施設整備検討委員会	17	困難	-	-	○	×	○	0	
水産部		**10機関**	**151**	**86**	**17**	**19.8%**	**10**	**5**	**7**	**3,748**	

令和7年度 附属機関等の状況（令和8年３月31日現在）　　（資料２）

【私的諮問機関等】

No.	所管	機関名称	委員数	公募委員			会議公開			決算額（千円）	備考
				導入状況又は導入機関の委員数	公募委員数	比率	委員名簿	傍聴	結果公表		
66	農政課	「ながさき農林業・農山村活性化計画」推進委員会	20	20	4	20.0	○	○	○	807	
67	農政課	長崎県普及指導活動外部評価会議	8	困難	-	-	○	○	○	80	
68	農山村振興課	長崎県中山間地域等振興対策審査委員会	5	困難	-	-	○	○	○	129	
69	畜産課	長崎県蜜蜂転飼調整委員会	9	困難	-	-	○	○	○	0	
70	林政課	ながさき森林環境基金管理運営委員会	15	15	4	26.7	○	○	○	699	
農林部		**5機関**	**57**	**35**	**8**	**22.9%**	**5**	**5**	**5**	**1,715**	
71	建設企画課	長崎県入札監視委員会	7	7	2	28.6	○	○	○	1,116	
72	建設企画課	長崎県総合評価審査委員会	16	困難	-	-	○	○	○	300	
73	都市政策課	長崎駅舎・駅前広場等デザイン検討会議	10	困難	-	-	○	×	×	224	廃止
74	都市政策課	長崎県公共事業等デザイン支援会議	5	困難	-	-	○	×	○	160	
75	都市政策課	「長崎市中央部・臨海地域」都市再生委員会	12	困難	-	-	○	○	○	0	
76	都市政策課	長崎駅周辺エリアデザイン調整会議	12	困難	-	-	○	×	×	116	
77	道路建設課	島原半島地域の交通機能強化検討委員会	20	困難	-	-	○	○	○	0	廃止
78	道路建設課	西彼杵道路計画検討委員会	9	困難	-	-	○	○	○	0	廃止
79	住宅課	長崎県住宅政策懇談会	0	困難	-	-	○	○	○	0	
土木部		**9機関**	**91**	**7**	**2**	**28.6%**	**9**	**6**	**7**	**1,916**	
80	会計課	長崎県政府調達苦情検討委員会	3	困難	-	-	○	×	○	0	
出納局		**1機関**	**3**	**0**	**0**	**-**	**1**	**0**	**1**	**0**	
81	管理部	長崎県営バス経営評価委員会	5	困難	-	-	○	×	×	106	
交通局		**1機関**	**5**	**0**	**0**	**-**	**1**	**0**	**0**	**106**	
82	教育政策課	長崎県教育振興会議	10	困難	-	-	○	○	○	99	
83	高校教育課	ながさき次世代高校創生会議	17	17	2	11.8	○	○	○	1,020	新設、廃止
84	働きがい推進室	長崎県教職の魅力化作戦会議	12	困難	-	-	○	○	○	128	廃止
85	児童生徒支援課	長崎県不登校支援協議会	22	困難	-	-	○	○	○	128	
教育庁		**4機関**	**61**	**17**	**2**	**11.8%**	**4**	**4**	**4**	**1,375**	
総計		**85機関**	**1,411**	**435**	**73**	**16.8%**	**75**	**52**	**68**	**36,891**	

女性委員の状況【附属機関】（令和8年４月１日現在）　　（資料３）

※「番号」欄については、資料１における番号

番号	所管	機関名称	委員数	女性委員数	比率
1	総務文書課	長崎県公益認定等審議会	5	3	60.0%
2	総務文書課	長崎県行政不服審査会	5	2	40.0%
3	県民センター	長崎県情報公開審査会	5	2	40.0%
4	県民センター	長崎県個人情報保護審査会	5	2	40.0%
5	学事振興課	長崎県公立大学法人評価委員会	7	4	57.1%
6	学事振興課	長崎県私立学校審議会	13	5	38.5%
7	財政課	長崎県政策評価委員会	6	4	66.7%
8	税務課	長崎県固定資産評価審議会	12	6	50.0%
総務部			**58**	**28**	**48.3%**
9	防災企画課	長崎県防災会議	69	16	23.2%
10	基地対策・国民保護課	長崎県石油コンビナート等防災本部	24	1	4.2%
11	基地対策・国民保護課	長崎県国民保護協議会	57	13	22.8%
危機管理部			**150**	**30**	**20.0%**
12	土地対策室	長崎県国土利用計画審議会	13	7	53.8%
13	土地対策室	長崎県土地利用審査会	7	3	42.9%
地域振興部			**20**	**10**	**50.0%**
14	観光振興課	長崎県観光審議会	18	9	50.0%
15	スポーツ振興課	長崎県スポーツ推進審議会	19	6	31.6%
文化観光国際部			**37**	**15**	**40.5%**
16	県民生活環境課	長崎県環境審議会	31	15	48.4%
17	男女参画・女性活躍推進室	長崎県男女共同参画審議会	20	12	60.0%
18	交通・地域安全課	長崎県交通安全対策会議	23	11	47.8%
19	食品安全・消費生活課	長崎県消費生活審議会	18	11	61.1%
20	食品安全・消費生活課	長崎県食育推進県民会議	27	17	63.0%
21	食品安全・消費生活課	長崎県食品安全・安心委員会	17	8	47.1%
22	地域環境課	長崎県環境影響評価審査会	12	5	41.7%
県民生活環境部			**148**	**79**	**53.4%**
23	福祉保健課	長崎県福祉保健審議会	37	17	45.9%
24	地域保健推進課	長崎県感染症診査協議会	58	20	34.5%
25	医療政策課	長崎県医療審議会	22	6	27.3%
26	医療政策課	長崎県がん登録委員会	11	2	18.2%
27	医療人材対策室	長崎県准看護師試験委員会	7	3	42.9%
28	薬務行政室	長崎県薬事審議会	15	6	40.0%
29	国保・健康増進課	長崎県後期高齢者医療審査会	9	5	55.6%
30	国保・健康増進課	長崎県国民健康保険審査会	9	5	55.6%
31	国保・健康増進課	長崎県指定難病審査会	25	2	8.0%
32	国保・健康増進課	長崎県国民健康保険運営協議会	11	1	9.1%
33	長寿社会課	長崎県介護保険審査会	20	11	55.0%
34	障害福祉課	長崎県障害者施策推進協議会	20	8	40.0%
35	障害福祉課	長崎県精神保健福祉審議会	16	7	43.8%
36	障害福祉課	長崎県精神医療審査会	34	5	14.7%
37	障害福祉課	長崎県障害者介護給付費等不服審査会	5	1	20.0%
38	障害福祉課	障害のある人の相談に関する調整委員会	20	10	50.0%
39	障害福祉課	障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり推進会議	35	11	31.4%
福祉保健部			**354**	**120**	**33.9%**
40	こども未来課	長崎県子育て条例推進協議会	36	18	50.0%
41	こども未来課	長崎県少年保護育成審議会	16	6	37.5%
42	こども未来課	長崎県幼保連携型認定こども園審議会	6	3	50.0%
福祉保健部こども政策局			**58**	**27**	**46.6%**
43	産業政策課	長崎県研究事業評価委員会	8	3	37.5%
44	雇用労働政策課	長崎県職業能力開発審議会	14	7	50.0%
産業労働部			**22**	**10**	**45.5%**
45	漁港漁場課	長崎漁港管理会	12	5	41.7%
水産部			**12**	**5**	**41.7%**
46	林政課	長崎県森林審議会	14	6	42.9%
農林部			**14**	**6**	**42.9%**

女性委員の状況【附属機関】（令和8年４月１日現在）　　（資料３）

※「番号」欄については、資料１における番号

番号	所管	機関名称	委員数	女性委員数	比率
47	監理課	長崎県建設工事紛争審査会	12	6	50.0%
48	建設企画課	長崎県公共事業評価監視委員会	7	3	42.9%
49	都市政策課	長崎県美しい景観形成審議会	18	9	50.0%
50	都市政策課	長崎県都市計画審議会	20	4	20.0%
51	都市政策課	長崎都市計画事業高田南土地区画整理審議会	10	1	10.0%
52	港湾課	長崎県地方港湾審議会	32	4	12.5%
53	河川課	長崎県水防協議会	15	3	20.0%
54	建築課	長崎県建築審査会	7	4	57.1%
55	建築課	長崎県建築士審査会	5	3	60.0%
56	建築課	長崎県開発審査会	7	4	57.1%
57	用地課	長崎県土地収用事業認定審議会	5	3	60.0%
土木部			**138**	**44**	**31.9%**
58	義務教育課	長崎県教科用図書選定審議会	20	11	55.0%
59	生涯学習課	長崎県立長崎図書館協議会	10	5	50.0%
60	生涯学習課	長崎県社会教育委員の会議	17	11	64.7%
61	学芸文化課	長崎県文化財保護審議会	15	6	40.0%
教育庁			**62**	**33**	**53.2%**
総計		**61機関**	**1,073**	**407**	**37.9%**
うち第４次長崎県男女共同参画基本計画の進捗状況　対象：**59**機関（※１）			1,043	402	38.5%

※１　市町長や県議会議員など公選による職が３割以上を占める長崎県都市計画審議会（50番）並びに宅地所有者及び借地権者が委員となる長崎都市計画事業高田南土地区画整理審議会（51番）を除く。

（資料４）

公募委員導入が困難な理由（令和8年３月31日現在）

【附属機関】

※「番号」欄については、資料１における番号

番号	所管	機関名称	公募委員導入困難な理由
1	総務文書課	長崎県公益認定等審議会	法律、会計及び公益法人に係る活動の有識者から選任するものであるが、公益法人の認定、監督処分等の判断を行うなど重要な役割を担う機関であり、公正な判断を担保するためにも、人選は慎重に行う必要があり、公募による選任は適さないため。
2	総務文書課	長崎県行政不服審査会	行政処分の適法性及び妥当性を検証する委員には、法律又は行政の実務に関する専門性が求められており、公募による選任は不適当と判断したため。
3	県民センター	長崎県情報公開審査会	行政処分の適法性及び妥当性を検証する委員には、法律又は行政の実務に関する専門性が求められ、公募による選任は適さないため。
4	県民センター	長崎県個人情報保護審査会	行政処分の適法性及び妥当性の検証並びに個人情報の適正な取扱いに関する調査審議を行う委員には、法律又は行政の実務、情報セキュリティ分野に関する専門性が求められ、公募による選任は適さないため。
5	学事振興課	長崎県公立大学法人評価委員会	教育研究又は経営に関し専門知識を有することが求められているため。
6	学事振興課	長崎県私立学校審議会	教育に関し学識経験を有することが必須であり、公募にはなじまないため。
7	財政課	長崎県政策評価委員会	県が行った個別事業の評価結果を審議対象としており、分野も多岐にわたり、行政に関する見識も必要となることから、国や地方公共団体の各種審議会等への委員就任経験や公共団体の調査研究に従事するなど、行政に携わった経験を有する方々から選任する必要があるため。
8	税務課	長崎県固定資産評価審議会	地方税法第401条の２第４項により、専門性が必要な機関であり、公募になじまないため。
9	防災企画課	長崎県防災会議	委員資格が災害対策基本法で指定されているため。
10	基地対策・国民保護課	長崎県石油コンビナート等防災本部	委員資格が石油コンビナート等災害防止法により職務指定されているため。
11	基地対策・国民保護課	長崎県国民保護協議会	委員資格が、国民保護法により職務指定されているため。
13	土地対策室	長崎県土地利用審査会	国土利用計画法により委員人数や専門分野等及び土地利用や地価等に関して経験や専門知識を有することが定められているため。
18	交通・地域安全課	長崎県交通安全対策会議	交通安全対策基本法、長崎県交通安全対策会議条例で、委員となるべき者が指定されていることから公募制度は導入できない。
22	地域環境課	長崎県環境影響評価審査会	環境影響評価には、高い専門性を有するため。
24	地域保健推進課	長崎県感染症診査協議会	組織の構成委員について、各分野の専門家で構成しているため公募不可。
26	医療政策課	長崎県がん登録委員会	がん登録の推進について協議する機関であり、がん及び個人情報の保護に関する有識者から選任する必要があることから、公募による選任は適さないと判断したため。
27	医療人材対策室	長崎県准看護師試験委員会	試験問題及び合否判定の機密保持のため。
28	薬務行政室	長崎県薬事審議会	審議事項は医薬品等に関する専門的な内容のものが多く、公募になじまないため。
29	国保・健康増進課	長崎県後期高齢者医療審査会	行政処分に対する不服申立を法令に基づき審理・裁決する第三者的機関であり、判断の専門性・公平性の観点から公募になじまないため。
30	国保・健康増進課	長崎県国民健康保険審査会	行政処分に対する不服申立を法令に基づき審理・裁決する第三者的機関であり、判断の専門性・公平性の観点から公募になじまないため。
31	国保・健康増進課	長崎県指定難病審査会	高度の専門性、特殊性が求められ、県内において委員対象者が限られるため。
32	国保・健康増進課	長崎県国民健康保険運営協議会	被保険者、保険医等、公益、被用者保険保険者の代表として意見をいただく必要があり、関係団体からの推薦により委員を選任しているため。
35	障害福祉課	長崎県精神保健福祉審議会	長崎県精神保健福祉審議会条例第２条により、委員構成が定められており、知事が任命するため。
36	障害福祉課	長崎県精神医療審査会	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第13条の規定に基づいた委員を構成するため、公的機関及び各団体からの推薦に基づく必要があるため。
37	障害福祉課	長崎県障害者介護給付費等不服審査会	個々の障害状態の判断など、障害者等の保健又は福祉に関する学識経験を有する者である必要があるため。
38	障害福祉課	障害のある人の相談に関する調整委員会	障害のある人に対する差別事案の解決のため、専門的な知見を要するため。
42	こども未来課	長崎県幼保連携型認定こども園審議会	委員の選定については、幼児の教育及び保育に関し、学識経験を有する者のうちから知事が任命するため。
43	産業政策課	長崎県研究事業評価委員会	県研究機関が行う研究開発について、その必要性、研究手法の効率性、有効性などについて事前評価、途中評価および事後評価のためには高度な専門性が求められるため。
47	監理課	長崎県建設工事紛争審査会	建設工事の請負契約に関する紛争を処理する機関であり、中央公正の立場に加え、請負契約、建設工事等についての専門的識見が必要であるため。
50	都市政策課	長崎県都市計画審議会	都市計画法第77条第3項に基づく、都道府県都市計画審議会及び市町村都市計画審議会の組織及び運営の基準を定める政令において、委員資格の規定があるため。
51	都市政策課	長崎都市計画事業高田南土地区画整理審議会	土地区画整理法第５８条に委員資格の規定があるため。
52	港湾課	長崎県地方港湾審議会	長崎県地方港湾審議会は、当該港湾に関する重要事項を審議する機関であり、審議には高度な専門性・特殊性が要求されるため。
53	河川課	長崎県水防協議会	水防法及び長崎県水防協議会条例により委員の構成が指定されている。又、委員には高度な専門性・特殊性が求められ、委員対象者が限定されるため。
54	建築課	長崎県建築審査会	準司法的な判断を行い、審議の結果が個人の利害に直結するため、公平性、中立性及び倫理性が強く求められ公募になじまないため。
55	建築課	長崎県建築士審査会	準司法的な判断を行い、審議の結果が個人の利害に直結するため、公平性、中立性及び倫理性が強く求められ公募になじまないため。
56	建築課	長崎県開発審査会	都市計画法第78条第3項の規定に基づき、委員の人数、構成について法の定めがあり、公募になじまないため。
57	用地課	長崎県土地収用事業認定審議会	委員は各分野の学識経験者から選任する（長崎県土地収用事業認定審議会条例第２条）必要があり、公募方式よりも関係分野の団体等推薦が適しているため。
58	義務教育課	長崎県教科用図書選定審議会	委員は教育に関する専門的知識を有する（義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第９条）必要があり、公募になじまないため。
61	学芸文化課	長崎県文化財保護審議会	文化財に係る高度な専門知識を必要とするため。

（資料５）

公募委員導入が困難な理由（令和８年３月31日現在）

【私的諮問機関等】

※「番号」欄については、資料２における番号（令和７年度中に廃止した機関を除く。）

番号	所管	機関名称	公募委員導入困難な理由
3	広報課	広報外部評価委員会	県民からの意見は、常時アンケートなどを実施して広報活動に反映させている。当委員会は、専門的な立場から意見をいただくことが目的。
4	政策企画課	長崎県まち・ひと・しごと創生対策懇話会	委員選定基準（国が手引き等で望ましいとする「産官学金労言」の分野や地域（住民）の視点から意見をいただける方から選定）のとおり、各分野の有識者により構成することが望ましいため。
5	政策企画課	九州・長崎ＩＲ区域整備推進有識者会議	委員選定基準（財務や地域経済、交通・都市計画、観光・MICE、ギャンブル依存症対策等の各分野の実務に詳しく、また、九州内、県内の状況にも詳しい有識者を選定）のとおり、各分野の有識者により構成することが望ましいため。
7	人事課	長崎県コンプライアンス委員会	専門的識見を要し、個人情報保護の必要性があるため
8	交通政策課	長崎県離島航空路線協議会	県内離島路線に対する見識が不可欠であるため。
9	交通政策課	長崎県離島基幹航路運賃対策協議会	県内離島航路に対する見識が不可欠であるため。
10	交通政策課	長崎県運輸事業振興協議会	専門的な見識を必要とし、公募になじまないため。
12	交通政策課	長崎県離島航空路線再生協議会	県内離島航空路線維持存続のための喫緊の課題を協議するものであり、県内離島路線に対する見識が不可欠であるため。
13	交通政策課	長崎空港２４時間化推進委員会	長崎空港の２４時間化を推進するため、目的に賛同する各分野の団体の代表者を委員とするため。
14	交通政策課	長崎県地域公共交通活性化協議会	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第６条により構成員が規定されているため。
15	文化振興・世界遺産課	長崎県博物資料価格評価委員会	収集する資料の価格が妥当であるか判断するには分野に応じた相当の専門的知識が必要であるため。
16	文化振興・世界遺産課	長崎県博物資料収集委員会	収集する資料が妥当なものであるか判断するには分野に応じた相当の専門的知識が必要であるため。
17	文化振興・世界遺産課	長崎県美術資料価格評価委員会	収集する資料の価格が妥当であるか判断するには分野に応じた相当の専門的知識が必要であるため。
18	文化振興・世界遺産課	長崎県美術資料収集委員会	収集する資料が妥当なものであるか判断するには分野に応じた相当の専門的知識が必要であるため。
20	人権・同和対策課	長崎県人権尊重を促す条例（仮称）有識者会議	条例を検討する委員には、法律や人権に関する専門性が求められており、公募による選任は適さないと判断したため
21	生活衛生課	長崎県クリーニング師試験委員会	試験問題作成・合否判定などを行うにあたり、専門性及び公平性が求められることから、公募による選任は適さないと判断したため。
22	生活衛生課	長崎県油症対策委員会	油症患者の認定診査を行うため、委員は全て学術経験者（医師）で構成している。委員には油症に関する幅広い知識が必要とされているが、条件を満たす医師は極めて少なく、公募は困難であるため。
23	生活衛生課	長崎県製菓衛生師試験委員会	県に製菓に対する専門知識を持つ者がおらず、公募する際の選定基準の作成が困難である。また、現在製菓の分野では、専門知識を有する長崎県菓子工業組合に委員の推薦を依頼しており、現状が最適であるため。
25	地域環境課	大村湾環境保全・活性化会議	各関係分野ごとに専門的知見を有すると判断される者を選定するため。
26	資源循環推進課	長崎県廃棄物処理施設専門委員会	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、廃棄物の処理並びに大気汚染、水質汚濁等に関する専門的知識を有する者とされているため。
28	自然環境課	長崎県「緑といきもの賑わい事業」検討委員会	専門性が高い見識を有する委員によって構成する必要があるため。
29	自然環境課	長崎県希少野生動植物モニタリング委員会	専門性が高い見識を有する委員によって構成する必要があるため。
32	福祉保健課	長崎県再犯防止推進ネットワーク協議会	再犯防止施策に関する協議、検討を行う機関であり、再犯防止施策に関する有識者から選任する必要があることから、公募による選任は適さないと判断したため。
33	地域保健推進課	長崎県感染症対策委員会	本委員会は、感染症対応を専門的に協議する機関であり個別具体的（個人、施設）に感染症に関して対応を協議することもある。委員構成は国の通知に基づき検討しているうえ、それぞれの分野の有識者から選任する必要があることから公募による選任は適さないと判断したため。
34	地域保健推進課	長崎県新型インフルエンザ等対策有識者会議	医療・経済の専門家の視点での意見を求めるために、知事が委員を選任しているため。
35	地域保健推進課	長崎県肝炎対策協議会	肝炎患者の支援や医療提供体制に関する専門的事項について協議を行うことから、委員には高度な専門性が求められるため。
36	医療政策課	長崎県保健医療対策協議会	長崎県保健医療対策協議会設置要綱第3条の規定に基づき構成員が定められているため。
37	医療政策課	長崎県地域保健医療対策協議会	地域保健医療対策協議会設置要綱第3条の規定に基づき構成員が定められているため。
38	医療政策課	長崎県精度管理専門委員会	医師または臨床検査技師の免許を持っているか、それと同程度に精度管理に精通している必要があり、かつ登録衛生検査所への立入検査を行うことがあるため適格者が限定されるため。
40	医療政策課	長崎県地域医療構想調整会議	本会議での協議内容は、高度な専門知識を必要とするため。
41	医療人材対策室	長崎県ナースセンター事業運営委員会	本委員会の構成については、H10.7.3の厚労省健康政策局長通知にメンバーが規定されており、それに基づき「長崎県ナースセンター事業運営委員会設置要綱」の中で構成メンバーを定めているため。

（資料５）

公募委員導入が困難な理由（令和８年３月31日現在）

【私的諮問機関等】

※「番号」欄については、資料２における番号（令和７年度中に廃止した機関を除く。）

番号	所管	機関名称	公募委員導入困難な理由
45	長寿社会課	長崎県高齢者虐待防止・身体拘束ゼロ作戦推進会議	専門性が求められるとともに、個人情報を取り扱うため。
47	長寿社会課	長崎県介護事業所認証評価制度推進委員会	介護事業所の職場環境について審査を行う機関であり、事業所運営や人材育成等に関する有識者を選任する必要があることから公募による選任は適さないと判断しているため。
49	障害福祉課	長崎県手話言語施策推進協議会	設置目的を達成するために関係団体等が限られるため。
50	原爆被爆者援護課	長崎県健康管理手当等認定審査会	医学的に高度な専門知識が必要なため、長崎県医師会から推薦を受けており、公募の必要性はないと考えるため。
51	原爆被爆者援護課	長崎県被爆体験者精神医療受給者証審査会	精神科の専門知識を要するため、県精神病院協会などから推薦を受けており、公募の必要はないと考えるため。
52	原爆被爆者援護課	長崎県第二種健康診断特例区域医療受給者証審査会	医学的に高度な専門知識を要するため、長崎県医師会から推薦を受けており、公募の必要はないと考えるため。
53	こども未来課	長崎県幼児教育推進懇話会	幼児教育にかかる意見を聞くため、関係機関や専門的な知識を持った委員が必要であるため。
54	こども家庭課	長崎県発達障害児・者総合支援推進会議	発達障害児・者支援に関する具体的な方策の検討や関係機関の連携に関する協議を行うにあたって、関係機関や専門的な知識を持った委員が必要であるため。
55	こども家庭課	長崎県困難な問題を抱える女性支援及びＤＶ対策等推進会議	困難な問題を抱える女性及びＤＶに関する関係機関の緊密な連携により、本県のＤＶをはじめとする女性支援事業の効果的な推進を図ることを目的としているため。
60	水産経営課	沿岸漁業改善資金地区運営協議会	漁業技術等に関する高度の専門性、特殊性が求められ、県内において委員対象者が限定されるため。また、協議内容について、個人の資産内容等に関する個人情報が含まれており、公募による構成員の選定は馴染まないと考えられるため。
61	水産経営課	長崎県漁業経営改善計画認定審査委員会	委員会において協議する内容が漁業者等の財産・信用に関する事項であるため。
62	水産経営課	長崎県漁業士認定委員会	漁業士としての適格性等について、職歴、経営状況等の個人情報を基に水産業の実情を熟知した組織にかかる委員が個別審査する機関であるため。
64	水産経営課	スマート漁業等推進会議	漁業者の財務状況などの個人情報を扱うため。
65	水産加工流通課	長崎魚市場高度衛生化施設整備検討委員会	本委員会は長崎魚市場の高度衛生化施設整備という特定の事業を実施していく上での課題を検証し、整備内容や管理運営方法を事業に反映させるための専門的な知見に基づく協議が求められるため。
67	農政課	長崎県普及指導活動外部評価会議	委員については、「共同農業普及事業」、「普及指導活動」について、一定の理解が必要なため。
68	農山村振興課	長崎県中山間地域等振興対策審査委員会	委員には公平性・中立性・倫理性が求められ、利害関係者への影響等が懸念されること等から導入困難であるため。
69	畜産課	長崎県蜜蜂転飼調整委員会	委員には蜜蜂に関する専門的知識が必要とされ、公募にはなじまないと考えられるため。
72	建設企画課	長崎県総合評価審査委員会	総合評価落札方式に知識があり、技術的学識経験を有し、特に公正中立の立場で客観的に意見を述べることができる者であるため。
74	都市政策課	長崎県公共事業等デザイン支援会議	建築、都市計画、土木、緑地等のデザイン分野において高度の専門性が求められ、委員対象者が限定されるため。
75	都市政策課	「長崎市中央部・臨海地域」都市再生委員会	都市計画、交通計画、まちづくり、景観、歴史･文化、観光、経済・商業等の各分野において高度の専門性が求められ、委員対象者が限定されるため。
76	都市政策課	長崎駅周辺エリアデザイン調整会議	都市計画、景観、まちづくり等の各分野において高度の専門性が求められ、委員対象者が限定されるため。
79	住宅課	長崎県住宅政策懇談会	住宅政策を検証する委員には、住宅やまちづくりに関する専門性が求められており、公募による選任は適さないと判断したため。
80	会計課	長崎県政府調達苦情検討委員会	入札及び契約制度に関する基礎知識を必要とし、委員会の是正策が関係者に利害関係をもたらすため、外部からの影響を受けないものであることが必要であり、公平性、中立性が強く求められることから公募に適さないため。
81	管理部	長崎県営バス経営評価委員会	公営交通事業の経営評価及び民間的な経営手法の導入など、経営に関する専門的分析・意見が必要であるため。
82	教育政策課	長崎県教育振興会議	本会議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第2項に基づき、教育に関する学識経験者の知見を活用して点検・評価を行うことが求められるため、専門性の確保の観点から公募委員の導入は困難である。
84	働きがい推進室	長崎県教職の魅力化作戦会議	一定の教育分野に関する知見、理解等が必要であるため。
85	児童生徒支援課	長崎県不登校支援協議会	構成員については、不登校児童生徒に関する専門性が求められており、公募による選任は適さないと判断したため。

（資料６）

公募委員導入率が20%未満の機関における状況（令和８年３月31日現在）

【附属機関】

※「番号」欄については、資料１における番号

番号	所管	機関名称	委員総数	公募内数	公募率	公募の状況等（20%達成できない理由）
12	土地対策室	長崎県国土利用計画審議会	13	2	15.4%	専門分野に限定された委員の選定が必要であるため。
15	スポーツ振興課	長崎県スポーツ推進審議会	19	3	15.8%	任期当初は委員20名に対し公募委員4名と公募委員の割合は20%であったが、公募委員のうち1名が大学卒業に伴い委員を退任することとなったため。
16	県民生活環境課	長崎県環境審議会	31	6	19.4%	本審議会においては、専門的な分野を審議する必要があることから、公募委員の割合が限定される。
20	食品安全・消費生活課	長崎県食育推進県民会議	27	3	11.1%	食育を県民運動として展開していくために多くの食育関係団体等の協力を必要としているため、これ以上、公募枠を増やすことは困難である。
23	福祉保健課	長崎県福祉保健審議会	37	2	5.4%	公募委員は、自らの体験や意見が広く活かせる分科会の委員とし、専門の知識が必要な分科会に属さない委員の20%程度とした。
25	医療政策課	長崎県医療審議会	22	3	13.6%	本審議会の委員構成は、医療を提供する者（医師、歯科医師、薬剤師）、学識経験者、医療を受ける者から構成されており、公募委員については、医療を受ける者の委員8名中３名であり、20%を上回っている。
33	長寿社会課	長崎県介護保険審査会	24	2	8.3%	行政側の代表である市町村代表と要介護認定に関する審査を行う際に専門性、中立性が求められる公益代表は公募対象としないため。
39	障害福祉課	障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり推進会議	35	3	8.6%	障害のある人に対する差別事案の解決のため、専門的な知見を要する人材が必要であるため。
40	こども未来課	長崎県子育て条例推進協議会	36	3	8.3%	長崎県子育て条例に関する取組を関係団体と連携して推進する為に設置した協議会であり、公募委員を除く委員として現状の３３名が必要である。公募委員の割合を２０%以上にする為には、公募委員を９名としなければならないが、委員総数４２名となり会議運営が困難である。
41	こども未来課	長崎県少年保護育成審議会	16	3	18.8%	16名中13名が健全育成を目的とする関係機関、関係業界等から推薦していただいているため。
44	雇用労働政策課	長崎県職業能力開発審議会	14	2	14.3%	審査選定の結果、適切な公募委員が少数となったため。
45	漁港漁場課	長崎漁港管理会	12	2	16.7%	長崎漁港の維持管理に関する重要事項を調査・審議する目的で設置されているため、長崎漁港の利用関係者を中心に任命しており、公募枠増は困難である。
46	林政課	長崎県森林審議会	14	2	14.3%	R8.2女性委員1名を自己都合により解嘱
48	建設企画課	長崎県公共事業評価監視委員会	7	1	14.3%	長崎県政策評価条例第９条に規定する委員は７名以内で、各分野（技術、法律、経済、環境、地方自治、景観）の専門家６名とその他一般１名を任命しており、その他の１名を一般世論の代表として公募により選任している。各分野の専門家についても公募は考えられるが、専門性などを踏まえると、公募による選任が適当でないと判断している。
49	都市政策課	長崎県美しい景観形成審議会	18	2	11.1%	４名の委員を公募したものの、選考の結果、適任者が２名にとどまったため。
60	生涯学習課	長崎県社会教育委員の会議	17	3	17.6%	「４名程度」の公募人数としていたが、選考の結果、３名を選定したため。

（資料７）

公募委員導入率が20%未満の機関における状況（令和８年３月31日現在）

【私的諮問機関等】

※「番号」欄については、資料２における番号

番号	所管	機関名称	委員総数	公募内数	公募率	公募の状況等（20%達成できない理由）
1	ながさきPR戦略課	ながさきブランド検討懇話会	11	2	18.2%	本懇話会では、専門的な意見を求めることから、各分野から幅広く構成されており、懇話会の運営やバランス等を考慮し公募委員を２名とした。
11	交通政策課	長崎県離島航路対策協議会	38	2	5.3%	要綱に基づく内容を協議するため、委員には、運航事業者、業界団体、関係市町は必須であり、構成の割合を考慮して公募委員は2名としている。
42	薬務行政室	長崎県献血推進協議会	29	2	6.9%	本協議会の委員は、各界、各層から幅広く就任いただき、委員数も多数にのぼるため、協議会の運営や職域等のバランスを勘案し、公募委員2～3名としている。
43	国保・健康増進課	健康ながさき２１推進会議	31	3	9.7%	専門的知見を得るため、選定基準の委員は現行数（約30名）が必要。公募委員の割合を20%超にすると会議構成員が多すぎて運営に支障を来たす。
44	国保・健康増進課	長崎県地域・職域連携推進協議会	31	3	9.7%	専門的知見を得るため、選定基準の委員は現行数（約30名）が必要。公募委員の割合を20%超にすると会議構成員が多すぎて運営に支障を来たす。
46	長寿社会課	長崎県地域包括ケアシステム推進協議会	24	4	16.6%	R7年1月に公募委員(1名)がご逝去されたため。

○附属機関等の設置及び運営に関する要綱
第７条　既に設置されている附属機関等で、次の各号のいずれかに該当するものについては、廃止又は統合を検討するものとする。
(1) 所期の目的を達したもの
(2) 社会経済情勢の変化等により必要性が著しく低下してきたもの
(3) 委員が任命されることなく１年以上経過しているもの
(4) 開催されていても形式的で設置の効果が乏しいもの
(5) 関係者からの意見聴取その他の方法により、設置の目的の達成が可能なもの
(6) 設置の目的、所掌事務及び委員の構成が他の附属機関と類似し、又は重複しているもの等、行政の総合性又は効率性の確保の見地から他の附属機関との統合が望ましいもの

第7条各号の検討結果及び今後の方向性は以下のとおり。

※「番号」欄については、資料１における番号

番号	所管	機関名称	第7条	検討結果	検討内容	今後の方向性
1	総務文書課	長崎県公益認定等審議会	（1）	非該当	一般社団・財団法人からの公益認定申請、公益法人からの変更認定申請等の事例は常に発生しうるものであることから、所期の目的を達したとはいえない。	継続設置
			（2）	非該当	一般社団・財団法人からの公益認定申請、公益法人からの変更認定申請等の事例は常に発生しうるものであることから、必要性が著しく低下したとはいえない。	
			（3）	非該当	委員は任命されている。	
			（4）	非該当	一般社団・財団法人からの公益認定申請、公益法人からの変更認定申請等の事例に対する審査、答申等は毎年行われていることから、設置の効果が乏しいとはいえない。	
			（5）	非該当	一般社団・財団法人からの公益認定申請、公益法人からの変更認定申請等に対する審査、答申等を行う機関の設置は法により義務付けられていることから、その他の方法により設置の目的の達成が可能とはいえない。	
			（6）	非該当	一般社団・財団法人からの公益認定申請、公益法人からの変更認定申請等に対する審査、答申等を行う機関の設置は法により義務付けられていることから、他の附属機関との統合が望ましいとはいえない。	
2	総務文書課	長崎県行政不服審査会	（1）	非該当	当審査会は行政不服審査法第81条第１項に基づき設置が義務付けられている審査請求案件の諮問機関であり、所期の目的を達したとはいえない。	継続設置
			（2）	非該当	今後も当審査会に対する諮問が予定されており、必要性が著しく低下したとはいえない。	
			（3）	非該当	委員は任命されている。	
			（4）	非該当	当審査会では、諮問案件に対し実質的な調査審議がなされており、設置の効果が乏しいものとはいえない。	
			（5）	非該当	当審査会の設置は、行政不服審査法第81条第１項の規定により原則として義務付けられており、その他の方法により設置の目的を達成することはできない。	
			（6）	非該当	当審査会は、①長崎県情報公開審査会及び②長崎県個人情報保護審査会と設置の目的、所管事務及び委員の構成が類似しているが、諮問案件を迅速かつ効率的に調査審議することなどを勘案すると、①又は②の審査会と統合することは望ましくない。	
3	県民センター	長崎県情報公開審査会	（1）	非該当	公文書の開示決定に対する審査請求は常に発生しうるものであることから、所期の目的を達したとはいえない。	継続設置
			（2）	非該当	公文書の開示決定に対する審査請求は常に発生しうるものであることから、必要性が著しく低下したとはいえない。	
			（3）	非該当	委員は任命されている。	
			（4）	非該当	公文書の開示決定に対する審査請求の審査、答申等は毎年行われていることから、設置の効果が乏しいとはいえない。	
			（5）	非該当	公文書の開示決定に対する審査請求の趣旨、答申等を行う機関の設置は条例により義務付けられていることから、その他の方法により設置の目的の達成が可能とはいえない。	
			（6）	非該当	①長崎県個人情報保護審査会及び②長崎県行政不服審査会と設置の目的、所掌事務及び委員の構成が類似しているが、諮問案件を迅速かつ効率的に調査審議することなどを勘案すると、①又は②の審査会と統合することは望ましくない。	
4	県民センター	長崎県個人情報保護審査会	（1）	非該当	保有個人情報の開示等決定に対する審査請求は常に発生しうるものであることから、所期の目的を達したとはいえない。	継続設置
			（2）	非該当	保有個人情報の開示等決定に対する審査請求は常に発生しうるものであることから、必要性が著しく低下したとはいえない。	
			（3）	非該当	委員は任命されている。	
			（4）	非該当	保有個人情報の開示等決定に対する審査請求の審査、答申等は毎年行われていることから、設置の効果が乏しいとはいえない。	
			（5）	非該当	保有個人情報の開示等決定に対する審査請求の趣旨、答申等を行う機関の設置は条例により義務付けられていることから、その他の方法により設置の目的の達成が可能とはいえない。	
			（6）	非該当	①長崎県情報公開審査会及び②長崎県行政不服審査会と設置の目的、所掌事務及び委員の構成が類似しているが、諮問案件を迅速かつ効率的に調査審議することなどを勘案すると、①又は②の審査会と統合することは望ましくない。	
5	学事振興課	長崎県公立大学法人評価委員会	（1）	非該当	地方独立行政法人法により設置が義務付けられている。	継続設置
			（2）	非該当	地方独立行政法人法により設置が義務付けられている。	
			（3）	非該当	委員は任命されている。	
			（4）	非該当	地方独立行政法人法により設置が義務付けられている。	
			（5）	非該当	地方独立行政法人法により設置が義務付けられている。	
			（6）	非該当	地方独立行政法人法に基づき、長崎県公立大学法人の業務の実績に関する評価等について、客観的かつ中立公正に行うことを目的に設置しており、目的等が異なる他の附属機関との統合は困難	

※「番号」欄については、資料１における番号

番号	所管	機関名称	第7条	検討結果	検討内容	今後の方向性
6	学事振興課	長崎県私立学校審議会	（1）	非該当	私立学校法により私立学校の設置等に関する事項を審議することを目的に設置しており、所期の目的を達したとはいえない。	継続設置
			（2）	非該当	私立学校法により私立学校の設置等に関する事項を審議することを目的に設置しており、必要性が著しく低下したとはいえない。	
			（3）	非該当	私立学校法により私立学校の設置等に関する事項を審議することを目的に設置しており、委員が任命されている。	
			（4）	非該当	私立学校法により私立学校の設置等に関する事項を審議することを目的に設置しており、形式的で設置の効果が乏しいものとはいえない。	
			（5）	非該当	私立学校法により私立学校の設置等に関する事項を審議することを目的に設置しており、関係者からの意見聴取その他の方法による設置の目的の達成は困難である。	
			（6）	非該当	私立学校法により私立学校の設置等に関する事項を審議することを目的に設置しており、目的等が異なる他の附属機関との統合は困難である。	
7	財政課	長崎県政策評価委員会	（1）	非該当	県の政策評価条例で定められた政策評価を行う機関であり、毎年度において、県が実施する事務事業（事業群）評価結果を審議対象としているため、所期の目的は達していない。	継続設置
			（2）	非該当	県の政策評価条例の定めにより、政策評価に関する情報を公表して説明する責任を果たすとともに、効果的かつ効率的な行政の推進と県民の視点に立って成果を重視する行政運営を図ることを目的とする本委員会の必要性は低下していない。	
			（3）	非該当	委員は任命されている。	
			（4）	非該当	毎年度複数回開催して、審議結果を意見書としてとりまとめ、知事に提出しているため設置効果は高い。	
			（5）	非該当	各専門分野の委員による議論が必要であり、委員会による審議が最適である。	
			（6）	非該当	設置の目的や所掌事務及び委員の構成が他の附属機関とは異なり統合は難しい。	
8	税務課	長崎県固定資産評価審議会	（1）	非該当	設置が法で定められているため。（地方税法第401条の２）	継続設置
			（2）	非該当	設置が法で定められているため。（地方税法第401条の２）	
			（3）	非該当	委員の任命を行っているため。	
			（4）	非該当	設置が法で定められているため。（地方税法第401条の２）	
			（5）	非該当	設置が法で定められているため。（地方税法第401条の２）	
			（6）	非該当	設置が法で定められているため。（地方税法第401条の２）	
9	防災企画課	長崎県防災会議	（1）	非該当	災害対策基本法により設置が義務付けらけているため。	継続設置
			（2）	非該当	災害対策基本法により設置が義務付けらけているため。	
			（3）	非該当	委員は任命されている。	
			（4）	非該当	災害対策基本法により設置が義務付けらけているため。	
			（5）	非該当	災害対策基本法により設置が義務付けらけているため。	
			（6）	非該当	災害対策基本法により設置が義務付けらけているため。	
10	基地対策・国民保護課	長崎県石油コンビナート等防災本部	（1）	非該当	石油コンビナート等災害防止法により設置が義務付けられているため。	継続設置
			（2）	非該当	石油コンビナート等災害防止法により設置が義務付けられているため。	
			（3）	非該当	委員は任命されている。	
			（4）	非該当	石油コンビナート等災害防止法により設置が義務付けられているため。	
			（5）	非該当	石油コンビナート等災害防止法により設置が義務付けられているため。	
			（6）	非該当	石油コンビナート等災害防止法により設置が義務付けられているため。	
11	基地対策・国民保護課	長崎県国民保護協議会	（1）	非該当	国民保護法により設置が義務付けられているため。	継続設置
			（2）	非該当	国民保護法により設置が義務付けられているため。	
			（3）	非該当	委員は任命されている。	
			（4）	非該当	国民保護法により設置が義務付けられているため。	
			（5）	非該当	国民保護法により設置が義務付けられているため。	
			（6）	非該当	国民保護法により設置が義務付けられているため。	

※「番号」欄については、資料１における番号

番号	所管	機関名称	第7条	検討結果	検討内容	今後の方向性
12	土地対策室	長崎県国土利用計画審議会	（1）	非該当	所期の目的を達成していない。	継続設置
			（2）	非該当	必要性が低下していない。	
			（3）	非該当	委員が任命されている。	
			（4）	非該当	設置の効果が乏しいものではない。	
			（5）	非該当	各分野の専門家が国土利用計画法の規定によりその権限に属された事項「国土利用計画（県計画）及び長崎県土地利用基本計画の策定、改定」を調査審議するものであり、意見聴取で可能なものとはいえない。	
			（6）	非該当	「国土利用計画（県計画）及び長崎県土地利用基本計画の策定、改定」についての附属機関は他になく、重複していない。	
13	土地対策室	長崎県土地利用審査会	（1）	非該当	所期の目的を達成していない。	継続設置
			（2）	非該当	必要性が低下していない。	
			（3）	非該当	委員が任命されている。	
			（4）	非該当	設置の効果が乏しいものではない。	
			（5）	非該当	各分野の専門家が国土利用計画法に基づく土地取引についての規制区域の設定等についての指定、解除さらに区域内の土地売買に対して意見を述べる等、個人の財産に対して規制を加える際の審査を行うものであり、意見聴取で可能なものとはいえない。	
			（6）	非該当	土地利用審査についての附属機関は他になく、重複していない。	
14	観光振興課	長崎県観光審議会	（1）	非該当	所期の目的に達していないため。	継続設置
			（2）	非該当	社会経済情勢の変化等により必要性が増しているため。	
			（3）	非該当	審議会を設置した当初から委員が任命されることなく１年以上経過したことはない。	
			（4）	非該当	長崎県観光振興基本計画の進捗報告や各市町の観光地づくり実施計画の諮問など行われており、設置の効果が乏しいとはいえない。	
			（5）	非該当	条例上、審議会での諮問が必要な事項があり、他の方法ではできない。	
			（6）	非該当	設置の目的などに重複・類似するものはない。	
15	スポーツ振興課	長崎県スポーツ推進審議会	（1）	非該当	スポーツ基本法に基づく機関であり、今後もスポーツの推進に関する事項を調査審議する必要があり、所期の目的を達成したとはいえないため。	継続設置
			（2）	非該当	スポーツ基本法第31条の規定に基づき設置しており、必要性が低下していると言い難いため。	
			（3）	非該当	委員は任命されているため。	
			（4）	非該当	「ながさきスポーツビジョン」の進捗報告や、県のスポーツの推進に必要な事項の審議が行われており、設置の効果が乏しいとはいえないため。	
			（5）	非該当	関係者からの意見聴取だけでは、設置の目的の達成ができないため。	
			（6）	非該当	他に類似した附属機関がないため。	
16	県民生活環境課	長崎県環境審議会	（1）	非該当	今後も環境の保全に関する事項等を調査審議する必要があり、所期の目的を達成したとはいえない。	継続設置
			（2）	非該当	環境保全に関する事項等を審議することの必要性は低下していない。	
			（3）	非該当	委員は任期２年で任命している。	
			（4）	非該当	毎年度、会議を複数回開催しており、県の環境行政上必要な事項の審議を行っている。	
			（5）	非該当	法令上、環境審議会での審議が必要な事項があり、他の方法に代えることはできない。	
			（6）	非該当	法令上、設置が義務付けられており、他の機関との統合はできない。	
17	男女参画・女性活躍推進室	長崎県男女共同参画審議会	（1）	非該当	所期の目的に達していないため。	継続設置
			（2）	非該当	社会経済情勢の変化等により必要性が増しているため。	
			（3）	非該当	審議会を設置した当初からこれまで委員を任命している。	
			（4）	非該当	長崎県男女参画基本計画の進捗報告や国の動向等を適切に報告し、委員から的確なご意見をいただいている。	
			（5）	非該当	幅広い分野の社会情勢等を的確に捉え、識見がある方で議論する必要があり、関係者等への意見聴取等で代替できないため。	
			（6）	非該当	設置の目的などに重複・類似するものはない。	

※「番号」欄については、資料１における番号

番号	所管	機関名称	第7条	検討結果	検討内容	今後の方向性
18	交通・地域安全課	長崎県交通安全対策会議	（1）	非該当	交通安全対策基本法により、交通安全対策会議は都道府県必置の組織であるため。	継続設置
			（2）	非該当	交通安全対策基本法により、交通安全対策会議は都道府県必置の組織であるため。	
			（3）	非該当	委員は任命されている。	
			（4）	非該当	交通安全対策基本法により、交通安全対策会議は都道府県必置の組織であるため。	
			（5）	非該当	交通安全対策基本法により、交通安全対策会議は都道府県必置の組織であるため。	
			（6）	非該当	交通安全対策基本法により、交通安全対策会議は都道府県必置の組織であるため。	
19	食品安全・消費生活課	長崎県消費生活審議会	（1）	非該当	例年、消費者基本計画に基づく各種施策の進捗状況を審議しており、見直す予定なし。	継続設置
			（2）	非該当	社会情勢の変化等により必要性が著しく低下したとはいえない。	
			（3）	非該当	委員が任命されることなく１年以上経過した事実はない。	
			（4）	非該当	設置の効果は薄れていない。	
			（5）	非該当	審議会で討議する必要があり、意見聴取等の方法では目的が達成できない。	
			（6）	非該当	目的、所掌事務及び委員の構成が類似する附属機関がないため統合不可。	
20	食品安全・消費生活課	長崎県食育推進県民会議	（1）	非該当	食育推進計画の目標達成に向けて各事業を推進中であり、設置目的を達成したとはいえない。	継続設置
			（2）	非該当	社会情勢の変化等により必要性が著しく低下したとはいえない。	
			（3）	非該当	委員が任命されることなく１年以上経過した事実はない。	
			（4）	非該当	食育を県民運動として推進するため設置が必要。	
			（5）	非該当	必要関係者からの意見聴取等では、設置の目的が達成できない。	
			（6）	非該当	他に類似した附属機関は見当たらない。	
21	食品安全・消費生活課	長崎県食品安全・安心委員会	（1）	非該当	長崎県食品の安全・安心条例第25条により定めた設置目的の達成のため継続が必要。	継続設置
			（2）	非該当	食品の安全・安心についての社会の関心は高まっており、必要性は低下していない。	
			（3）	非該当	委員が任命されることなく１年以上経過したことはない。	
			（4）	非該当	設置の効果は薄れていない。	
			（5）	非該当	委員会で検討する必要があり、意見聴取等の方法では目的を達成できない。	
			（6）	非該当	目的、所掌事務及び委員の構成が類似する附属機関はなく統合不可。	
22	地域環境課	長崎県環境影響評価審査会	（1）	非該当	今後も環境影響評価案件に関して審査する必要がある。	継続設置
			（2）	非該当	環境評価の案件を審査する必要性は低下していない。	
			（3）	非該当	委員は任期３年で任命している。	
			（4）	非該当	毎年度審査会を複数回開催しており、県の環境行政上必要な事項の審査を行っている。	
			（5）	非該当	条例上、審査会での審査が必要な事項があり、他の法令ではできない。	
			（6）	非該当	条例に基づき設置されたものであり、他の附属機関との統合はできない。	
23	福祉保健課	長崎県福祉保健審議会	（1）	非該当	法律により、必置となっている。	継続設置
			（2）	非該当	法律により、必置となっている。	
			（3）	非該当	委員が任命されている。	
			（4）	非該当	法律により、必置となっている。	
			（5）	非該当	法律により、必置となっている。	
			（6）	非該当	法律により、必置となっている。	

※「番号」欄については、資料１における番号

番号	所管	機関名称	第7条	検討結果	検討内容	今後の方向性
24	地域保健推進課	長崎県感染症診査協議会	（1）	非該当	法により必置	継続設置
			（2）	非該当	法により必置	
			（3）	非該当	委員が任命されている。	
			（4）	非該当	法により必置	
			（5）	非該当	法により必置	
			（6）	非該当	法により必置	
25	医療政策課	長崎県医療審議会	（1）	非該当	医療審議会への諮問は今後も継続して行う必要があり、所期の目的を達したとはいえない。	継続設置
			（2）	非該当	医療計画や地域医療構想を始め、審議会の審議事項は今後も多数が予定されており、必要性が著しく低下したとはいえない。	
			（3）	非該当	委員が任命されている。	
			（4）	非該当	審議内容は実質的であり、知事の諮問に対して答申を行っている。	
			（5）	非該当	審議会においては活発な議論が交わされており、意見聴取等の方法では代替できない。	
			（6）	非該当	設置目的、所管事務及び委員の構成は他の附属機関と重複せず、統合はできない。	
26	医療政策課	長崎県がん登録委員会	（1）	非該当	法により必置	継続設置
			（2）	非該当	法により必置	
			（3）	非該当	委員が任命されている。	
			（4）	非該当	法により必置	
			（5）	非該当	法により必置	
			（6）	非該当	法により必置	
27	医療人材対策室	長崎県准看護師試験委員会	（1）	非該当	保健師助産師看護師法の規定に基づく必置機関である。	継続設置
			（2）	非該当	保健師助産師看護師法の規定に基づく必置機関である。	
			（3）	非該当	常に委員は任命されている状態である。	
			（4）	非該当	保健師助産師看護師法の規定に基づく必置機関である。	
			（5）	非該当	保健師助産師看護師法の規定に基づく必置機関である。	
			（6）	非該当	保健師助産師看護師法の規定に基づく必置機関である。	
28	薬務行政室	長崎県薬事審議会	（1）	非該当	令和３年度施行の改正薬機法により、認定期間が１年の地域連携薬局等に関する重要事項の調査が審議事項に盛り込まれたため、令和２年度まで休止していた審議会を再開したものであり、審議会の必要性は高い。	継続設置
			（2）	非該当	令和３年度施行の改正薬機法により、認定期間が１年の地域連携薬局等に関する重要事項の調査が審議事項に盛り込まれたため、令和２年度まで休止していた審議会を再開したものであり、審議会の必要性は高い。	
			（3）	非該当	委員が任命されている。	
			（4）	非該当	令和３年度施行の改正薬機法により、認定期間が１年の地域連携薬局等に関する重要事項の調査が審議事項に盛り込まれたため、令和２年度まで休止していた審議会を再開したものであり、審議会の必要性は高い。	
			（5）	非該当	令和３年度施行の改正薬機法により、認定期間が１年の地域連携薬局等に関する重要事項の調査が審議事項に盛り込まれたため、令和２年度まで休止していた審議会を再開したものであり、審議会の必要性は高い。	
			（6）	非該当	他の附属機関と類似し、又は重複しているもの等はない。	
29	国保・健康増進課	長崎県後期高齢者医療審査会	（1）	非該当	国の法律により、必置の設置義務となっていることから、必要性が著しく低下したとはいえない。	継続設置
			（2）	非該当	国の法律により、必置の設置義務となっていることから、必要性が著しく低下したとはいえない。	
			（3）	非該当	委員が任命されている。	
			（4）	非該当	国の法律により、必置の設置義務となっていることから、必要性が著しく低下したとはいえない。	
			（5）	非該当	国の法律により、必置の設置義務となっていることから、必要性が著しく低下したとはいえない。	
			（6）	非該当	国の法律により、必置の設置義務となっていることから、必要性が著しく低下したとはいえない。	

※「番号」欄については、資料１における番号

番号	所管	機関名称	第7条	検討結果	検討内容	今後の方向性
30	国保・健康増進課	長崎県国民健康保険審査会	（1）	非該当	国の法律により、必置の設置義務となっていることから、必要性が著しく低下したとはいえない。	継続設置
			（2）	非該当	国の法律により、必置の設置義務となっていることから、必要性が著しく低下したとはいえない。	
			（3）	非該当	委員が任命されている。	
			（4）	非該当	国の法律により、必置の設置義務となっていることから、必要性が著しく低下したとはいえない。	
			（5）	非該当	国の法律により、必置の設置義務となっていることから、必要性が著しく低下したとはいえない。	
			（6）	非該当	国の法律により、必置の設置義務となっていることから、必要性が著しく低下したとはいえない。	
31	国保・健康増進課	長崎県指定難病審査会	（1）	非該当	継続した審査が必要であることから、所期の目標を達成したものとはいえない。	継続設置
			（2）	非該当	審査内容が社会経済情勢の変化等に影響を受けるものではないことから、必要性が著しく低下したとはいえない。	
			（3）	非該当	委員の任命は継続して適切に行われている。	
			（4）	非該当	審査内容は大変専門的であり、必要性が高く設置の効果が高いため。	
			（5）	非該当	法律に基づく設置であり、他の方法で目標達成ができないため。	
			（6）	非該当	他の附属機関と類似したものがないため。	
32	国保・健康増進課	長崎県国民健康保険運営協議会	（1）	非該当	国の法律により、必置の設置義務となっていることから、必要性が著しく低下したとはいえない。	継続設置
			（2）	非該当	国の法律により、必置の設置義務となっていることから、必要性が著しく低下したとはいえない。	
			（3）	非該当	委員が任命されている。	
			（4）	非該当	国の法律により、必置の設置義務となっていることから、必要性が著しく低下したとはいえない。	
			（5）	非該当	国の法律により、必置の設置義務となっていることから、必要性が著しく低下したとはいえない。	
			（6）	非該当	国の法律により、必置の設置義務となっていることから、必要性が著しく低下したとはいえない。	
33	長寿社会課	長崎県介護保険審査会	（1）	非該当	介護保険法の規定に基づく必置機関である。	継続設置
			（2）	非該当	介護保険法の規定に基づく必置機関である。	
			（3）	非該当	委員が任命されている。	
			（4）	非該当	介護保険法の規定に基づく必置機関である。	
			（5）	非該当	介護保険法の規定に基づく必置機関である。	
			（6）	非該当	介護保険法の規定に基づく必置機関である。	
34	障害福祉課	長崎県障害者施策推進協議会	（1）	非該当	今後も障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進が必要なため所要の目的を達したものとはいえない。	継続設置
			（2）	非該当	今後も障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進が必要なため必要性が著しく低下したとはいえない。	
			（3）	非該当	委員が任命されている。	
			（4）	非該当	障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために必要な協議会のため効果が乏しいとはいえない。	
			（5）	非該当	各分野の委員の方に参加いただいているため意見聴取だけでは目的が達成できない。	
			（6）	非該当	類似している附属機関はない。	
35	障害福祉課	長崎県精神保健福祉審議会	（1）	非該当	今後も社会経済情勢の変化等により審議事案が発生した際に解決が必要なため、所期の目的を達成したとはいえない。	継続設置
			（2）	非該当	今後も社会経済情勢の変化等により審議事案が発生した際に解決が必要なため、所期の目的を達成したとはいえない。	
			（3）	非該当	委員が任命されている。	
			（4）	非該当	県政策の企画立案に必要な審議会であり、効果が乏しいとはいえない。	
			（5）	非該当	各専門分野の委員の方に参加いただいており、意見聴取だけでは目的が達成できない。	
			（6）	非該当	専門性、効率性の確保から必要な審議会である。	

※「番号」欄については、資料１における番号

番号	所管	機関名称	第7条	検討結果	検討内容	今後の方向性
36	障害福祉課	長崎県精神医療審査会	（1）	非該当	継続した審査が必要であることから、所期の目標を達成したものとはいえない。	継続設置
			（2）	非該当	審査内容が社会経済情勢の変化等に影響を受けるものではないことから、必要性が著しく低下したとはいえない。	
			（3）	非該当	委員の任命がされている。	
			（4）	非該当	審査内容は大変専門的であり、必要性が高く設置の効果が高いため。	
			（5）	非該当	法律に基づく設置であり、他の方法で目標達成ができないため。	
			（6）	非該当	他の附属機関と類似したものがないため。	
37	障害福祉課	長崎県障害者介護給付費等不服審査会	（1）	非該当	介護給付費等の処分に対し不服のある障害者または障害児の保護者の審査請求により開催するものであるため。	継続設置
			（2）	非該当	介護給付費等の処分に対し不服のある障害者または障害児の保護者の審査請求により開催するものであるため。	
			（3）	非該当	委員が任命されている。	
			（4）	非該当	介護給付費等の処分に対し不服のある障害者または障害児の保護者の審査請求により開催するものであるため。	
			（5）	非該当	介護給付費等の処分に対し不服のある障害者または障害児の保護者の審査請求により開催するものであるため。	
			（6）	非該当	介護給付費等の処分に対し不服のある障害者または障害児の保護者の審査請求により開催するものであるため。	
38	障害福祉課	障害のある人の相談に関する調整委員会	（1）	非該当	今後も差別事案が発生した際に解決が必要なため所期の目的を達したものとはいえない。	継続設置
			（2）	非該当	今後も差別事案が発生した際に解決が必要なため所期の目的を達したものとはいえない。	
			（3）	非該当	委員が任命されている。	
			（4）	非該当	差別事案が発生した際に解決のために必要な委員会のため効果が乏しいとはいえない。	
			（5）	非該当	各分野の委員の方に参加いただいているため意見聴取だけでは目的が達成できない。	
			（6）	非該当	類似している附属機関はない。	
39	障害福祉課	障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり推進会議	（1）	非該当	今後も差別事案の解決が必要なため所期の目的を達したものとはいえない。	継続設置
			（2）	非該当	今後も差別事案の解決が必要なため必要性が著しく低下したとはいえない。	
			（3）	非該当	委員が任命されている。	
			（4）	非該当	差別事案の解決のために必要な会議のため効果が乏しいとはいえない。	
			（5）	非該当	各分野の委員の方に参加いただいているため意見聴取だけでは目的が達成できない。	
			（6）	非該当	類似している附属機関はない。	
40	こども未来課	長崎県子育て条例推進協議会	（1）	非該当	県民総ぐるみの子育て支援を目指す「長崎県子育て条例」に関する取組について、総合的かつ計画的に進める為に定めた行動計画についての意見聴取や市町、学校等の、地域の団体と連携して推進することを目的に設置されていることから必要性が高く、他の附属機関との統合はできない。	継続設置
			（2）	非該当	社会問題となっている少子化や児童虐待等、子どもを取り巻く環境は厳しい状況にあり、次世代を担う子どもが夢と希望を持って健やかに成長できる環境を整えることについて協議する機関として、当協議会の役割は重要となっている。	
			（3）	非該当	委員は任命されている。	
			（4）	非該当	法改正等に伴う行動計画の改定やその時期に応じた議題を設定の上、協議を行っている為必要性が高い。	
			（5）	非該当	行政・福祉・教育・経済等各分野の代表、学識経験者等で構成された協議会であり、他の方法による設置目的の達成はできない。	
			（6）	非該当	設置の目的、所掌事務及び委員の構成が類似、又は重複している附属機関は他にはない。	
41	こども未来課	長崎県少年保護育成審議会	（1）	非該当	有害指定の諮問機関であり、有害指定の制度が継続する限り必要な機関である。	継続設置
			（2）	非該当	有害指定の諮問機関であり、有害指定の制度が継続する限り必要な機関である。	
			（3）	非該当	２年に１回の改選等委員の任命も定期的・継続的に行われている。	
			（4）	非該当	有害指定の諮問機関であり、検討の上で有害指定に関する答申が行われている。	
			（5）	非該当	有害指定の諮問機関という条例上の位置付けからその他の方法では設置の目的が達成できない。	
			（6）	非該当	有害指定の諮問機関という条例上の位置付けからその他の方法では設置の目的が達成できない。	

※「番号」欄については、資料１における番号

番号	所管	機関名称	第7条	検討結果	検討内容	今後の方向性
42	こども未来課	長崎県幼保連携型認定こども園審議会	（1）	非該当	幼保連携型認定こども園の設置認可の際には、当審議会からの意見を聴取する必要があり、設置認可等の申請については毎年起こりうるため、所期の目的を達したとはいえない。	継続設置
			（2）	非該当	幼保連携型認定こども園の設置認可の際には、当審議会からの意見を聴取する必要があり、設置認可等の申請については毎年起こりうるため、必要性が著しく低下したとはいえない。	
			（3）	非該当	委員は任期満了に合わせて適宜任命されている。	
			（4）	非該当	幼保連携型認定こども園の設置認可の際には、法令上必ず当審議会からの意見を聴取する必要があるため、設置の効果が乏しいとはいえない。	
			（5）	非該当	幼保連携型認定こども園の設置認可の際には、法令上必ず当審議会からの意見を聴取する必要があるため、その他の方法で目的が達成できるものではない。	
			（6）	非該当	幼保連携型認定こども園の設置認可の際には、法令上必ず当審議会からの意見を聴取する必要があるため、他の附属機関との統合は不可能。	
43	産業政策課	長崎県研究事業評価委員会	（1）	非該当	県が行う研究事業を調査審議する機関として必要性が低下していないため。	継続設置
			（2）	非該当	県が行う研究事業を調査審議する機関として必要性が低下していないため。	
			（3）	非該当	委員は任命されているため。	
			（4）	非該当	委員から質問、意見等積極的な発言がなされ、有意義な委員会となっているため。	
			（5）	非該当	政策評価条例で設置が義務付けられており、政策評価の客観的かつ厳格な実施の確保を図ると同時に、専門家で構成される当委員会での調査審議が必要であるため。	
			（6）	非該当	同内容及び類似の附属機関は存在しないため。	
44	雇用労働政策課	長崎県職業能力開発審議会	（1）	非該当	職業能力の開発に係る調査審議の必要性は低下していないため。	継続設置
			（2）	非該当	本県産業を支える人材の育成が求められる中、職業能力の開発に係る調査審議の必要性は低下していないため。	
			（3）	非該当	委員は任命されているため。	
			（4）	非該当	委員との質疑応答等、会議において積極的な意見交換がなされており、有意義と認められるため。	
			（5）	非該当	事業主、労働者等、各方面からの代表による意見交換、議論等が必要であるため。	
			（6）	非該当	職業能力の開発に関して調査審議する附属機関はほかになく、類似するものもないため。	
45	漁港漁場課	長崎漁港管理会	（1）	非該当	所期の目的を達成していないため。	継続設置
			（2）	非該当	長崎漁港は特定第３種漁港であり、多くの方々に利用されている長崎漁港の適正な維持・管理を行うため、長崎漁港に関する重要事項について広く県民の意見を徴し審議を行う「長崎漁港管理会」を設置しており、必要性が著しく低下したとはいえない。	
			（3）	非該当	委員は適切に任命（改選）されている。	
			（4）	非該当	会の設置目的どおり適切に調査・審議されており、形式的な会ではない。	
			（5）	非該当	委員及び漁港管理者との意見交換が必要であり、意見聴取だけでは目的を達成できない。	
			（6）	非該当	設置目的・委員構成等が他の附属機関と類似・重複していないため、統合できない。	
46	林政課	長崎県森林審議会	（1）	非該当	本県の森林・林業に係る重要施策推進上の基本計画となる「地域森林計画の樹立・変更」について、継続的に森林審議会へ諮問する必要があり、目的を達成したとはいえない。	継続設置
			（2）	非該当	農林業を取り巻く情勢は依然と厳しく、社会情勢の変化に対応していくことが求められることから、必要性が低下したものとはいえない。	
			（3）	非該当	委員を任命し、毎年度審議会を開催している。	
			（4）	非該当	毎年度審議会を開催し、県内４地域の地域森林計画（５年毎樹立）の内容や既計画の変更内容等重要事項について審議しており、形式的なものとはいえない。	
			（5）	非該当	森林・林業の基本となる地域森林計画に対して幅広く意見を聴取し施策に反映するため、専門的知見・見識を持つ関係者だけでなく一般公募委員等を含めて審議を行う必要がある。	
			（6）	非該当	森林法により設置が義務付けられたもので、森林・林業に関する重要な計画に対する審議会であり、他に類似するものはない。	
47	監理課	長崎県建設工事紛争審査会	（1）	非該当	建設工事の請負契約をめぐるトラブルはなくなることはなく、所期の目的には達していないため。	継続設置
			（2）	非該当	建設工事の請負契約をめぐるトラブルはなくなることはなく、必要性はあるため。	
			（3）	非該当	委員の任命は継続的に行っているため。	
			（4）	非該当	審査会は準司法機関であり、効果は乏しくないため。	
			（5）	非該当	審査会では、弁護士、建築士等の専門家で審理等をするため、他の方法での目的達成は不可。	
			（6）	非該当	建設業法第２５条に基づき設置された審査会であるため、他の附属機関との統合は不可。	

※「番号」欄については、資料１における番号

番号	所管	機関名称	第7条	検討結果	検討内容	今後の方向性
48	建設企画課	長崎県公共事業評価監視委員会	（1）	非該当	県政策評価条例で定められた政策評価を行う機関であり、また、国土交通省の要領で都道府県に設置することが定められており、国への公共事業予算要求をするにあたり必要な手続きを行う機関であるため、継続的に評価監視を行う必要がある。	継続設置
			（2）	非該当	県政策評価条例で定められた政策評価を行う機関であり、また、国土交通省の要領で都道府県に設置することが定められており、国への公共事業予算要求をするにあたり必要な手続きを行う機関であるため、継続的に評価監視を行う必要があり、必要性は変わっていない。	
			（3）	非該当	委員の任命を継続的に行っている。	
			（4）	非該当	審議機関として重要な役割を担っている。	
			（5）	非該当	専門家等で構成する審議会における意見聴取が重要であるため。	
			（6）	非該当	他の附属機関とは委員構成が異なるため統合は難しい。	
49	都市政策課	長崎県美しい景観形成審議会	（1）	非該当	景観行政の推進は継続的取組が重要であるため。	継続設置
			（2）	非該当	交流人口・定住人口の拡大の観点から景観行政の必要性は高いと考えるため。	
			（3）	非該当	委員の任命は継続的に行っているため。	
			（4）	非該当	付議した案件について、活発な意見交換が行われているため。	
			（5）	非該当	委員の意見交換により課題や今後の方向性が整理されるなど、審議が有効に機能しているため。	
			（6）	非該当	令和元年に長崎県屋外広告物審議会と統合しており、他の附属機関との類似・重複はないため。	
50	都市政策課	長崎県都市計画審議会	（1）	非該当	法定の審議会であり、今後も必置である。	継続設置
			（2）	非該当	法定の審議会であり、今後も必置である。	
			（3）	非該当	現在、20名の委員が任命されている。	
			（4）	非該当	法定の審議会であり、都市計画の決定・変更に関する具体的な事項が審議されている。	
			（5）	非該当	法定の審議会であり、その他の方法では実施できない。	
			（6）	非該当	法定の審議会であり、他の機関との統合はできない。	
51	都市政策課	長崎都市計画事業高田南土地区画整理審議会	（1）	非該当	現在事業中である。	継続設置
			（2）	非該当	土地区画整理法により、設置が義務付けられている（第56条）。	
			（3）	非該当	土地区画整理法により、設置が義務付けられている（第56条）。	
			（4）	非該当	土地区画整理法により、設置が義務付けられている（第56条）。	
			（5）	非該当	土地区画整理法により、設置が義務付けられている（第56条）。	
			（6）	非該当	他の附属機関と重複していない。	
52	港湾課	長崎県地方港湾審議会	（1）	非該当	今後も社会経済情勢に応じた県内重要港湾の整備を継続する必要があることから、所期の目的は失われていない。	継続設置
			（2）	非該当	県内の重要港湾は、本県の重要な流通拠点としての機能を有しており、今後も重要港湾における重要事項の調査審議や港湾計画の策定・変更を行う本審議会の必要性は高い。	
			（3）	非該当	委員は任命されている。	
			（4）	非該当	審議会では委員から積極的に発言がなされ、活発な議題審議が行われていることから、形式的な審議会とはなっていない。	
			（5）	非該当	重要事項の審議や港湾計画の策定・変更には港湾利用者の多種多様な利害が関係するため、審議会形式による合意形成が必要であり、関係者からの意見聴取等の方法では設置目的の達成は不可能である。	
			（6）	非該当	設置の目的、所管事務等において他の附属機関と類似・重複しているものはない。	
53	河川課	長崎県水防協議会	（1）	非該当	県の水防計画を審議するため、水防法に基づき附属機関に諮る必要がある。	継続設置
			（2）	非該当	県の水防計画を審議するため、水防法に基づき附属機関に諮る必要がある。	
			（3）	非該当	委員は任命されている。	
			（4）	非該当	水防計画を審議するには法令により附属機関に諮る必要がある。	
			（5）	非該当	水防計画を審議するには法令により附属機関に諮る必要がある。	
			（6）	非該当	法令により水防協議会が定められており、類似機関との統合はできない。	

附属機関等の見直し検討状況【附属機関】（令和８年３月３１日現在）　（資料８）

※「番号」欄については、資料１における番号

番号	所管	機関名称	第7条	検討結果	検討内容	今後の方向性
54	建築課	長崎県建築審査会	（１）	非該当	新たに申請された許可申請や不服申立て等の審査請求に随時対応する必要がある。	継続設置
			（２）	非該当	新たに申請された許可申請や不服審査に随時対応する必要がある。	
			（３）	非該当	委員の任命は継続的に行っているため。	
			（４）	非該当	当審査会では、諮問案件に対し実質的な審議がなされており、設置の効果が乏しいものとはいえない。	
			（５）	非該当	意見聴取だけでなく、審査会として同意や裁決をする必要があるため。	
			（６）	非該当	他の附属機関とは委員構成が異なるため統合は難しい。	
55	建築課	長崎県建築士審査会	（１）	非該当	毎年行われる建築士試験の合否判定を行うため継続が必要。	継続設置
			（２）	非該当	毎年行われる建築士試験の合否判定を行うため、必要性が著しく低下したとはいえない。	
			（３）	非該当	委員の任命は継続的に行っているため。	
			（４）	非該当	当審査会では、諮問案件に対し実質的な審議がなされており、設置の効果が乏しいものとはいえない。	
			（５）	非該当	法律上、審査会での諮問が必要な事項があり、他の方法ではできない。	
			（６）	非該当	他の附属機関とは委員構成が異なるため統合は難しい。	
56	建築課	長崎県開発審査会	（１）	非該当	開発行政はまちづくりの上で継続的取組が重要であるため。	継続設置
			（２）	非該当	人口減少による空家問題などコンパクトシティに対し県民意識は益々高まる状況にあり、必要性が著しく低下したとはいえない。	
			（３）	非該当	委員の任命は継続的に行っているため。	
			（４）	非該当	審議機関として重要な役割を担っているため。	
			（５）	非該当	専門家等で構成する審議会における意見聴取が重要であるため。	
			（６）	非該当	他の附属機関とは委員構成が異なるため統合は難しい。	
57	用地課	長崎県土地収用事業認定審議会	（１）	非該当	土地収用法第25条の２第２項の意見書が提出された場合、同項の規定により、知事は事業の認定に関する処分を行うときは本審議会の意見を尊重する必要があることから、所期の目的を達成したとはいえない。	継続設置
			（２）	非該当	土地収用法第25条の２第２項の意見書が提出された場合、同項の規定により、知事は事業の認定に関する処分を行うときは本審議会の意見を尊重する必要があることから、必要性が著しく低下したとはいえない。	
			（３）	非該当	委員は任期（２年）満了の都度選任されている。	
			（４）	非該当	土地収用法第25条の２第２項の意見書が提出された場合、同項の規定により、知事は事業の認定に関する処分を行うときは本審議会の意見を尊重する必要があることから、形式的で設置の効果が乏しいとはいえない。	
			（５）	非該当	土地収用法第25条の２第２項の規定により、知事は本審議会の意見を聴く必要があることから、その他の方法によることはできない。	
			（６）	非該当	本審議会と類似の設置目的、所掌事務及び委員構成を持つ附属機関はないことから、行政の総合性又は効率性の確保の見地から他の附属機関との統合が望ましいとはいえない。	
58	義務教育課	長崎県教科用図書選定審議会	（１）	非該当	義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第11条により必置のため。	継続設置
			（２）	非該当	義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第11条により必置のため。	
			（３）	非該当	委員は任命されている。	
			（４）	非該当	義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第11条により必置のため。	
			（５）	非該当	義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第11条により必置のため。	
			（６）	非該当	義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第11条により必置のため。	

※「番号」欄については、資料１における番号

番号	所管	機関名称	第7条	検討結果	検討内容	今後の方向性
59	生涯学習課	長崎県立長崎図書館協議会	（1）	非該当	本機関の目的が館長の諮問に応じるとともに、館長部に対し意見を述べることであることから、この項目は該当しない。	継続設置
			（2）	非該当	県立図書館の運営等については進捗状況等の報告をもとに協議を行い、より望ましい在り方を求めていくものであることから、必要性が著しく低下したとはいえない。	
			（3）	非該当	委員が任命されている。	
			（4）	非該当	第１回協議会での意見等を踏まえ、第２回協議会でそれまでの改善点や進捗状況等の協議を行うことで、より優れた図書館運営を目指していることから、効果が乏しいとはいえない。	
			（5）	非該当	県立図書館の運営等については委員からの専門的な助言を受け、相互に意見交換を行うことで、より内容の深い協議になることから、この項目には該当しない。	
			（6）	非該当	県立図書館の運営等に対して専門的な意見を述べる機関として設置しており、目的等が類似している他の附属機関もない。	
60	生涯学習課	長崎県社会教育委員の会議	（1）	非該当	社会教育委員会は、社会教育法15条及び17条で、社会教育に関し教育委員会に助言するため委嘱するとされている。	継続設置
			（2）	非該当	第四期長崎県教育振興基本計画では、つながりが創る豊かな教育をテーマに掲げ、学校・家庭・地域をはじめ多様な関係者が「つながり」を深めながら、未来を担う子供たちを地域総がかりで育んでいくことを目指しており、社会教育委員会の果たすべき役割は大きい。	
			（3）	非該当	委員が任命されている。	
			（4）	非該当	年３回の委員会では、審議テーマに即した充実した協議が行われている。また、定例の会議以外にも、研修会に参加するなど活発な活動が行われている。	
			（5）	非該当	社会教育委員は独任制であり、一堂に会した委員の会議において、日頃の実践をもとに協議することが重要である。	
			（6）	非該当	統合すべき附属機関は存在しない。	
61	学芸文化課	長崎県文化財保護審議会	（1）	非該当	文化財の保存・活用に関する重要事項について調査審議を実施するため、目的を達したとはいえない。	継続設置
			（2）	非該当	文化財の保存・活用に関する重要事項について調査審議を実施するため、必要性が著しく低下したとはいえない。	
			（3）	非該当	委員が任命されることなく１年以上経過していない。	
			（4）	非該当	文化財の保存・活用に関する重要事項について調査審議を実施するため、形式設置とはいえない。	
			（5）	非該当	文化財の保存・活用に関する重要事項について調査審議を実施するため、高度な専門知識が必要であるため。	
			（6）	非該当	文化財の保存・活用に関する重要事項について調査審議を実施するため、他の附属機関との統合はできないため。	

附属機関等の見直し検討状況【私的諮問機関等】（令和8年３月31日現在）　（資料９）

○附属機関等の設置及び運営に関する要綱
第７条　既に設置されている附属機関等で、次の各号のいずれかに該当するものについては、廃止又は統合を検討するものとする。
(1) 所期の目的を達したもの
(2) 社会経済情勢の変化等により必要性が著しく低下してきたもの
(3) 委員が任命されることなく１年以上経過しているもの
(4) 開催されていても形式的で設置の効果が乏しいもの
(5) 関係者からの意見聴取その他の方法により、設置の目的の達成が可能なもの
(6) 設置の目的、所掌事務及び委員の構成が他の附属機関と類似し、又は重複しているもの等、行政の総合性又は効率性の確保の見地から他の附属機関との統合が望ましいもの

第7条各号の検討結果及び今後の方向性は以下のとおり。

※「番号」欄については、資料２における番号（令和７年度中に廃止した機関を除く。）

番号	所管	機関名称	第7条	検討結果	検討内容	今後の方向性
3	広報課	広報外部評価委員会	（1）	非該当	所期の目的は、第三者による評価と助言を受けることで県が行う広報活動を効果的・効率的に推進することであり、県の広報活動は常に改善を行う必要があることから、目的を達したとはいえない。	継続設置
			（2）	非該当	県が行う広報活動を効果的・効率的に推進するために、常に第三者による評価と助言を受けることは必要不可欠であることから、必要性が著しく低下したとはいえない。	
			（3）	非該当	委員が任命されることなく１年以上経過しているということはない。	
			（4）	非該当	委員会で出された意見は県の広報活動に反映させており、設置の効果が乏しいとはいえない。	
			（5）	非該当	実際に委員が集まり議論を交わすことで活発な意見交換を行うことができていることから、その他の方法により、設置の目的の達成が可能であるとはいえない。	
			（6）	非該当	設置の目的、所掌事務及び委員の構成が他の附属機関と類似又は重複しておらず、他の附属機関との統合が望ましいとはいえない。	
4	政策企画課	長崎県まち・ひと・しごと創生対策懇話会	（1）	非該当	引き続き、地方創生の推進を図っているところであり、所期の目的を達したとはいえない。	廃止
			（2）	非該当	全国的に地方創生の推進が図られているところであり、必要性が著しく低下したとはいえない。	
			（3）	非該当	委員は任命されている。	
			（4）	非該当	産学官金労言の各分野の有識者から積極的に政策提言等頂いている。	
			（5）	非該当	関係者からの意見聴取等も可能ではあるが、産学官金労言の各委員と庁内各部局が一同に会する会議形式とすることで、分野横断的視点からの全庁的な施策構築に繋げることができるなどのメリットがある。	
			（6）	該当	長崎県総合計画・総合戦略懇話会との統合。	
5	政策企画課	九州・長崎ＩＲ区域整備推進有識者会議	（1）	非該当	現時点で区域整備計画の再申請等にかかる今後の方向性について判断ができないため、見直しは困難である。	継続設置
			（2）	非該当	現時点で区域整備計画の再申請等にかかる今後の方向性について判断ができないため、見直しは困難である。	
			（3）	非該当	委員が任命されている。	
			（4）	非該当	現時点で区域整備計画の再申請等にかかる今後の方向性について判断ができないため、見直しは困難である。	
			（5）	非該当	現時点で区域整備計画の再申請等にかかる今後の方向性について判断ができないため、見直しは困難である。	
			（6）	非該当	類似、又は重複する附属機関はなし。	
6	政策企画課	長崎県総合計画・総合戦略懇話会	（1）	非該当	令和８年度以降の県政運営の指針として次期総合計画の策定が必要であり、懇話会の必要性は低下していない。	継続設置
			（2）	非該当	令和8年度以降の県政運営の指針として次期総合計画の策定が必要であり、懇話会の必要性は低下していない。	
			（3）	非該当	委員が任命されている。	
			（4）	非該当	懇話会の中で活発な意見を頂いており、次期総合計画に反映することとしている。	
			（5）	非該当	懇話会の中で委員と県が議論することで、次期総合計画のブラッシュアップを図っている。	
			（6）	非該当	次期総合計画は、令和8年度以降における県政運営の指針や考え方を県民にわかりやすく示すもので、幅広い有識者から意見をいただく必要があり、設置目的、所掌事務及び委員構成について類似の附属機関は存在しない。	
7	人事課	長崎県コンプライアンス委員会	（1）	非該当	職員の法令順守を徹底するため必要であるため。	継続設置
			（2）	非該当	職員の法令順守を徹底するため必要であるため。	
			（3）	非該当	委員の任命は行われている。	
			（4）	非該当	具体的な内容が検討されており、設置の効果は高い。	
			（5）	非該当	他の方法では目的達成は困難。	
			（6）	非該当	他の附属機関と類似したものはない。	

附属機関等の見直し検討状況【私的諮問機関等】（令和8年３月31日現在）　（資料９）

※「番号」欄については、資料２における番号（令和７年度中に廃止した機関を除く。）

番号	所管	機関名称	第7条	検討結果	検討内容	今後の方向性
8	交通政策課	長崎県離島航空路線協議会	（1）	非該当	国の補助金申請のための意見聴取であり毎年度開催が必要。	継続設置
			（2）	非該当	国の補助金申請のための意見聴取であり毎年度開催が必要。	
			（3）	非該当	任期がないが、異動された際は後任の方に委員就任承諾を受けている。	
			（4）	非該当	国の補助金申請のための意見聴取であり事業に役立てている。	
			（5）	非該当	協議の場を持つことにより、離島航空路線のよりよい意見交換がされているため必要。	
			（6）	非該当	設置の目的等他の附属機関とは異なっている。	
9	交通政策課	長崎県離島基幹航路運賃対策協議会	（1）	非該当	離島基幹航路運賃の低廉化に係る具体的方策を検討していく必要がある。	継続設置
			（2）	非該当	離島基幹航路運賃の低廉化に係る具体的方策を検討していく必要がある。	
			（3）	非該当	随時会議を開催し、離島基幹航路運賃の低廉化に係る具体的方策を検討している。	
			（4）	非該当	離島基幹航路運賃の低廉化に係る検討をしていく中で、専門的意見等をいただいている。	
			（5）	非該当	離島基幹航路運賃の低廉化に係る検討をしていく中で、専門的意見等をいただいている。	
			（6）	非該当	他の附属機関と類似しているものはない。	
10	交通政策課	長崎県運輸事業振興協議会	（1）	非該当	本協議会は例年、当該年度の計画について協議を行うものであるため、例年開催が必要である。	継続設置
			（2）	非該当	必要性が低下していない。	
			（3）	非該当	委員が任命されることなく１年以上経過していない。	
			（4）	非該当	関係者が一同に会する唯一の機会であり、当該年度の事業計画について協議いただいている。	
			（5）	非該当	関係者が一同に会する必要があるため、意見聴取のみでは設置の目的が達成できない。	
			（6）	非該当	類似した協議会がない。	
11	交通政策課	長崎県離島航路対策協議会	（1）	非該当	本協議会は例年国に提出する計画の提出に係るものであるため、例年開催が必要である。	継続設置
			（2）	非該当	必要性が低下していない。	
			（3）	非該当	委員が任命されることなく１年以上経過していない。	
			（4）	非該当	関係者が一同に会する必要があり、形式的で設置の効果が乏しいことはない。	
			（5）	非該当	関係者が一同に会する必要があるため、意見聴取のみでは設置の目的が達成できない。	
			（6）	非該当	類似した協議会がない。	
12	交通政策課	長崎県離島航空路線再生協議会	（1）	非該当	まだ目的を達成していない。	継続設置
			（2）	非該当	必要性は低下していない。	
			（3）	非該当	任期がないが、異動された際は後任の方に委員就任承諾を受けている。	
			（4）	非該当	重要な議事について意見聴取を受け、事業に役立てている。	
			（5）	非該当	協議の場を持つことにより、離島航空路線の再生へのよりよい意見交換がされているため必要。	
			（6）	非該当	設置の目的等他の附属機関とは異なっている。	
13	交通政策課	長崎空港２４時間化推進委員会	（1）	非該当	所期の目的を達成していない。	継続設置
			（2）	非該当	必要性は低下していない。	
			（3）	非該当	委員が任命されることなく1年以上経過していない。	
			（4）	非該当	設置の効果が乏しいものではない。	
			（5）	非該当	各分野での専門家等が長崎空港の24時間化について協議し、課題解決の方向性を検討していくものであり、意見聴取で目的達成が可能なものとはいえない。	
			（6）	非該当	空港についての附属機関は他に無く、重複していない。	

※「番号」欄については、資料２における番号（令和７年度中に廃止した機関を除く。）

番号	所管	機関名称	第7条	検討結果	検討内容	今後の方向性
14	交通政策課	長崎県地域公共交通活性化協議会	（1）	非該当	本協議会は例年国に提出する計画の提出に係るものであるため、例年開催が必要である。	継続設置
			（2）	非該当	必要性が低下していない。	
			（3）	非該当	委員は任命されている。	
			（4）	非該当	関係者が一同に会する必要があり、形式的で設置の効果が乏しいことはない。	
			（5）	非該当	関係者が一同に会する必要があるため、意見聴取のみでは設置の目的が達成できない。	
			（6）	非該当	類似した協議会がない。	
15	文化振興・世界遺産課	長崎県博物資料価格評価委員会	（1）	非該当	資料収集の必要が生じた場合に随時開催する必要がある。	継続設置
			（2）	非該当	博物館における資料収集は、博物館としての重要な業務である。	
			（3）	非該当	資料収集の必要が生じた場合に、収集予定の資料の分野に応じて専門性の高い学識経験者を委嘱している。	
			（4）	非該当	資料収集が妥当かどうかを専門的に審議・判断し、答申をする必要がある。	
			（5）	非該当	収集しようとする資料の現物を、各委員が実際に検分して判断する必要がある。	
			（6）	非該当	特に重複している他の付属機関等はない。	
16	文化振興・世界遺産課	長崎県博物資料収集委員会	（1）	非該当	資料収集の必要が生じた場合に随時開催する必要がある。	継続設置
			（2）	非該当	博物館における資料収集は、博物館としての重要な業務である。	
			（3）	非該当	資料収集の必要が生じた場合に、収集予定の資料の分野に応じて専門性の高い学識経験者を委嘱している。	
			（4）	非該当	資料収集が妥当かどうかを専門的に審議・判断し、答申をする必要がある。	
			（5）	非該当	収集しようとする資料の現物を、各委員が実際に検分して判断する必要がある。	
			（6）	非該当	特に重複している他の付属機関等はない。	
17	文化振興・世界遺産課	長崎県美術資料価格評価委員会	（1）	非該当	資料収集の必要が生じた場合に随時開催する必要がある。	継続設置
			（2）	非該当	美術館における資料収集は、美術館としての重要な業務である。	
			（3）	非該当	資料収集の必要が生じた場合に、収集予定の資料の分野に応じて専門性の高い学識経験者を委嘱している。	
			（4）	非該当	資料収集が妥当かどうかを専門的に審議・判断し、答申をする必要がある。	
			（5）	非該当	収集しようとする資料の現物を、各委員が実際に検分して判断する必要がある。	
			（6）	非該当	特に重複している他の付属機関等はない。	
18	文化振興・世界遺産課	長崎県美術資料収集委員会	（1）	非該当	資料収集の必要が生じた場合に随時開催する必要がある。	継続設置
			（2）	非該当	美術館における資料収集は、美術館としての重要な業務である。	
			（3）	非該当	資料収集の必要が生じた場合に、収集予定の資料の分野に応じて専門性の高い学識経験者を委嘱している。	
			（4）	非該当	資料収集が妥当かどうかを専門的に審議・判断し、答申をする必要がある。	
			（5）	非該当	収集しようとする資料の現物を、各委員が実際に検分して判断する必要がある。	
			（6）	非該当	特に重複している他の付属機関等はない。	
19	県民生活環境課	長崎県ＮＰＯ・ボランティア活動推進協議会	（1）	非該当	今後も継続する必要があると判断されるため。	継続設置
			（2）	非該当	必要性の低下があると判断できないため。	
			（3）	非該当	委員は任命されている。	
			（4）	非該当	設置の効果が乏しいと判断できないため。	
			（5）	非該当	委員同士の意見・情報交換によって、より有意義な提言を得ることができるため。	
			（6）	非該当	設置の目的、所掌事務及び委員の構成が他の附属機関と類似、重複しているものではないため。	

附属機関等の見直し検討状況【私的諮問機関等】（令和8年３月31日現在）　（資料９）

※「番号」欄については、資料２における番号（令和７年度中に廃止した機関を除く。）

番号	所管	機関名称	第7条	検討結果	検討内容	今後の方向性
20	人権・同和対策課	長崎県人権尊重を促す条例（仮称）有識者会議	（１）	非該当	条例の制定という目的がまだ達成されていないため.	継続設置
			（２）	非該当	現在、条例の制定に向けて条例の内容を検討中であり、必要性は低下していないため。	
			（３）	非該当	委員は任命されている。	
			（４）	非該当	設置の効果が乏しいと判断できないため。	
			（５）	非該当	会議において、条例の内容について、積極的かつ有意義な議論がなされているため。	
			（６）	非該当	類似、重複する審議会等はないため。	
21	生活衛生課	長崎県クリーニング師試験委員会	（１）	非該当	クリーニング師試験は毎年行わなければならない旨法律に定められていることから、試験実施に必要な事項を審議する試験委員会も毎年度継続して設置する必要がある。	継続設置
			（２）	非該当	クリーニング師試験は毎年行わなければならない旨法律に定められていることから、試験実施に必要な事項を審議する試験委員会も毎年度継続して設置する必要がある。	
			（３）	非該当	クリーニング師試験は毎年行わなければならない旨法律に定められていることから、試験委員は毎年度任命しており、試験実施に必要な事項を審議する試験委員会も毎年度継続して設置している。	
			（４）	非該当	試験日程や試験問題等について審議しており、専門性や公平性の観点からも設置の効果は大きい。	
			（５）	非該当	内容が試験に関することであるため、関係者からの意見聴取等の方法によることは適当でない。	
			（６）	非該当	類似又は重複する目的や委員構成の他の附属機関は無い。	
22	生活衛生課	長崎県油症対策委員会	（１）	非該当	当委員会は、知事の諮問に応じて調査審議を行う機関であり、所期の目的を定めていないため。	継続設置
			（２）	非該当	今もなお、カネミ油被害に苦しんでいる人たちがいることから、被害者の健康管理及びその指導方法に関することを審議する本委員会は、必要性が著しく低下したとはいえない。	
			（３）	非該当	委員が任命されている。	
			（４）	非該当	調査審議の一つである検診方法については、その後の認定に関する判断の一つとして重要なものであり、これらを審議する本委員会は、設置の効果が乏しいとはいえない。	
			（５）	非該当	本委員会は、会議結果の公表等はすべて非公開であることから、関係者からの意見聴取等は行わないため。	
			（６）	非該当	委員には油症に関する幅広い知識が必要とされているが、条件を満たす医師は極めて少なく、委員の構成等他の附属機関とも類似していないため、他の附属機関との統合が望ましいとはいえない。	
23	生活衛生課	長崎県製菓衛生師試験委員会	（１）	非該当	毎年製菓衛生師試験の実施にあたり、試験問題作成及び合否判定を統一した水準で行う必要があるため。	継続設置
			（２）	非該当	製菓衛生師試験は直近５年間では毎年度130名以上受験している。	
			（３）	非該当	10月改選のため、任命していない期間は１年以上経過していない。	
			（４）	非該当	会議では、問題作成や合否判定について話し合われており、設置の効果があるため。	
			（５）	非該当	試験問題の作成、合否判定を行う機関であり、広く関係者からの意見聴取を行うと情報漏えいの恐れがあるため。	
			（６）	非該当	設置の目的や委員の構成は他の附属機関とは類似及び重複していないため。	
25	地域環境課	大村湾環境保全・活性化会議	（１）	非該当	大村湾環境保全・活性化行動計画の取組を検証し、効果的かつ実効的に推進する必要がある。	継続設置
			（２）	非該当	行動計画を推進する上でも、本会議の意見は重要である。	
			（３）	非該当	委員は任期１年で任命している。	
			（４）	非該当	行動計画の取組や検証を行う上で本会議の意見は重要である。	
			（５）	非該当	庁内会議（大村湾環境保全・活性化推進本部）に提言を行うため、専門家による検証を行い意見をまとめる必要がある。	
			（６）	非該当	類似附属機関等がないため、他機関との統合はできない。	
26	資源循環推進課	長崎県廃棄物処理施設専門委員会	（１）	非該当	今後も対象となる廃棄物処理施設の許可申請があった場合は委員会での意見聴取が必要である。	継続設置
			（２）	非該当	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき設置されている委員会であることから、必要性は低下していない。	
			（３）	非該当	委員は任期２年で任命している。	
			（４）	非該当	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき開催しており、廃棄物処理施設の許可をする上で必要な委員会となっている。	
			（５）	非該当	法律上、専門的知識を有する者からの意見聴取が必要であり、関係者からの意見聴取その他の方法では対応できない。	
			（６）	非該当	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき設置されたものであり、他の附属機関との統合はできない。	

附属機関等の見直し検討状況【私的諮問機関等】（令和8年３月31日現在）　（資料９）

※「番号」欄については、資料２における番号（令和７年度中に廃止した機関を除く。）

番号	所管	機関名称	第7条	検討結果	検討内容	今後の方向性
27	資源循環推進課	長崎県海岸漂着物対策推進協議会	（1）	非該当	海岸漂着物対策の必要性は継続している。	継続設置
			（2）	非該当	海岸漂着物対策の必要性は継続している。	
			（3）	非該当	委員が任命されている。	
			（4）	非該当	有効な協議が行われている。	
			（5）	非該当	法律に基づく協議会である。	
			（6）	非該当	類似の協議会等はない。	
28	自然環境課	長崎県「緑といきもの賑わい事業」検討委員会	（1）	非該当	緑といきもの賑わい事業については毎年度複数件の応募があっているため、目的を達成したとはいえない。	継続設置
			（2）	非該当	生物多様性保全の観点から、必要性は高まっている。	
			（3）	非該当	委員が任命されている。	
			（4）	非該当	委員から毎回貴重な意見をいただいていることから、設置の効果は高い。	
			（5）	非該当	一同に会し複数件の応募内容についてまとめて検討することで、短時間で効果的かつ効率的に意見を集約している。	
			（6）	非該当	類似事業はなく、他の附属機関との統合は合理的でない。	
29	自然環境課	長崎県希少野生動植物モニタリング委員会	（1）	非該当	県内の動植物に関するデータを十分に蓄積できておらず、目的を達したとはいえない。	継続設置
			（2）	非該当	生物多様性保全の観点から、必要性は高まっている。	
			（3）	非該当	委員が任命されている。	
			（4）	非該当	委員から県内の動植物に関する知見やデータをいただいていることから、設置の効果は高い。	
			（5）	非該当	県内の多種多様なデータを横断的に比較・検討することで、短時間で効果的かつ効率的に意見を集約している。	
			（6）	非該当	類似事業はなく、他の附属機関との統合は合理的ではない。	
30	福祉保健課	長崎県福祉のまちづくり推進協議会	（1）	非該当	福祉のまちづくり推進ついては今後も継続されるものであり、所期の目的が達成されていたとはいえない。	継続設置
			（2）	非該当	少子高齢化が進む中、高齢者や障害者等すべての人が安心して暮らせるような地域社会の実現のためには、福祉のまちづくりの推進は重要であり、必要性は高い。	
			（3）	非該当	委員が任命されている。	
			（4）	非該当	本協議会は各専門分野の委員により、福祉のまちづくりの推進に係る課題などについて協議するものであり、必要性が高く設置の効果は高い。	
			（5）	非該当	関係者からの意見聴取のみでは協議会の目的を達成することはできない。	
			（6）	非該当	他の附属機関と類似したものはない。	
31	福祉保健課	長崎県福祉サービス第三者評価推進会議	（1）	非該当	継続して審議等が必要であることから、所期の目標を達成したものとはいえない。	継続設置
			（2）	非該当	審査内容が社会経済情勢の変化等に影響を受けるものではないことから、必要性が著しく低下したとはいえない。	
			（3）	非該当	委員が任命されている。	
			（4）	非該当	中立・公正な立場で行う事業を審議するものであり、必要性が高く設置の効果が高いため。	
			（5）	非該当	国の指針による設置であり、他の方法で目標達成ができないため。	
			（6）	非該当	他の附属機関と類似したものがないため。	
32	福祉保健課	長崎県再犯防止推進ネットワーク協議会	（1）	非該当	再犯防止の推進については今後も継続されるものであり、所期の目的が達成されていたとはいえない。	継続設置
			（2）	非該当	犯罪をした者等が立ち直り、地域社会の一員として、共に生き、支え合う社会づくりを促進し、地域共生社会を実現するためには、再犯防止の推進は重要であり、必要性は高い。	
			（3）	非該当	委員が任命されている。	
			（4）	非該当	本協議会は各専門分野の委員により、再犯防止の推進に係る課題などについて協議するものであり、必要性が高く設置の効果は高い。	
			（5）	非該当	関係者からの意見聴取やその他の方法では協議会の目的を達成することはできない。	
			（6）	非該当	他の附属機関と類似したものがない。	

※「番号」欄については、資料２における番号（令和７年度中に廃止した機関を除く。）

番号	所管	機関名称	第7条	検討結果	検討内容	今後の方向性
33	地域保健推進課	長崎県感染症対策委員会	（1）	非該当	法により必置	継続設置
			（2）	非該当	法により必置、感染症危機管理のため必要性が高まっているため。	
			（3）	非該当	法改正に伴い構成員を見直し、任命済み。	
			（4）	非該当	協議の際は意見交換を行い必要な事項を決定（例　計画策定）・協議していることから、必要性が著しく低下したとはいえない。	
			（5）	非該当	感染症危機発生に対応するため、平時から協議をし、備えておくことが重要であるため非該当。	
			（6）	非該当	法により必置であり、感染症対策専門家・関係団体等による唯一の私的諮問機関であるため。	
３４	地域保健推進課	長崎県新型インフルエンザ等対策有識者会議	（1）	非該当	法により必置。	継続設置
			（2）	非該当	法により必置。	
			（3）	非該当	委員が任命されている。	
			（4）	非該当	法により必置。	
			（5）	非該当	法により必置。	
			（6）	非該当	法により必置。	
35	地域保健推進課	長崎県肝炎対策協議会	（1）	非該当	肝炎対策推進のため今後も継続して協議を行う必要があり、所期の目的を達成したとはいえない。	継続設置
			（2）	非該当	今後も多数の協議事項が想定され、必要性が著しく低下したとはいえない。	
			（3）	非該当	委員が任命されている。	
			（4）	非該当	協議内容は実質的である。	
			（5）	非該当	委員会では、活発な議論が交わされており、意見聴取等の方法では代替できない。	
			（6）	非該当	設置目的、所管事務及び委員構成は他の附属機関とは重複せず、統合はできない。	
36	医療政策課	長崎県保健医療対策協議会	（1）	非該当	法律に基づき設置	継続設置
			（2）	非該当	法律に基づき設置	
			（3）	非該当	委員が任命されている。	
			（4）	非該当	法律に基づき設置	
			（5）	非該当	法律に基づき設置	
			（6）	非該当	法律に基づき設置	
37	医療政策課	長崎県地域保健医療対策協議会	（1）	非該当	各地域の保健医療について今後も継続して協議を行う必要があり、所期の目的を達したとはいえない。	継続設置
			（2）	非該当	今後も多数の協議事項が想定され、必要性が著しく低下したとはいえない。	
			（3）	非該当	委員が任命されている。	
			（4）	非該当	協議内容は実質的である。	
			（5）	非該当	協議では各専門職の代表である委員間で活発な議論が交わされており、代替はできない。	
			（6）	非該当	設置目的、所管事務及び委員構成は他の附属機関と重複せず、統合はできない。	
38	医療政策課	長崎県精度管理専門委員会	（1）	非該当	登録衛生検査所の調査は今後も継続するため、協議会についても所期の目的を達したとはいえない。	継続設置
			（2）	非該当	登録衛生検査所の調査内容は、ますます高度化・専門化しており、必要性が著しく低下したとはいえない。	
			（3）	非該当	委員が任命されている。	
			（4）	非該当	協議内容は実質的であり、設置の効果が乏しいとはいえない。	
			（5）	非該当	委員会においては活発な議論が交わされており、意見聴取等の方法では代替できない。	
			（6）	非該当	設置目的、所管事務及び委員の構成は他の附属機関と重複せず、統合はできない。	

※「番号」欄については、資料２における番号（令和７年度中に廃止した機関を除く。）

番号	所管	機関名称	第7条	検討結果	検討内容	今後の方向性
39	医療政策課	長崎県医療安全相談センター協議会	（1）	非該当	医療安全相談センターの業務は継続しており、協議会についても所期の目的を達成したとはいえない。	継続設置
			（2）	非該当	協議会で検討する医療安全相談の内容は、多様化・専門化しており、必要性が著しく低下したとはいえない。	
			（3）	非該当	委員が任命されている。	
			（4）	非該当	協議内容は実質的であり、設置の効果が乏しいとはいえない。	
			（5）	非該当	協議会においては活発な議論が交わされており、意見聴取の方法では代替できない。	
			（6）	非該当	設置目的、所掌事務及び委員の構成は他の機関と重複せず、統合はできない。	
40	医療政策課	長崎県地域医療構想調整会議	（1）	非該当	本県の保健医療について今後も継続して行う必要があり、所期の目的を達したとはいえない。	継続設置
			（2）	非該当	今後も多数の協議事項が想定されるため、必要性が著しく低下したとはいえない。	
			（3）	非該当	委員が任命されている。	
			（4）	非該当	協議内容は実質的である。	
			（5）	非該当	活発な議論が交わされており、意見聴取等の方法では代替できない。	
			（6）	非該当	設置目的、所管事務及び委員の構成は他の附属機関と重複せず、統合はできない。	
41	医療人材対策室	長崎県ナースセンター事業運営委員会	（1）	非該当	看護師等確保対策について、関係機関と協議の場を持つことは重要であり、必要性が著しく低下したとはいえない。	継続設置
			（2）	非該当	看護職員確保の必要性は増しており、必要性が著しく低下しているとはいえない。	
			（3）	非該当	委員は任命されている。	
			（4）	非該当	活発に意見交換をしており、形式的で設置効果が乏しいとはいえない。	
			（5）	非該当	関係者が一堂に会し情報・意見等を共有することに意義があり、個別の意見聴取等の方法では会議の目的の達成ができない。	
			（6）	非該当	他の附属機関と類似し、又は重複しているもの等はない。	
42	薬務行政室	長崎県献血推進協議会	（1）	非該当	若年層の献血者が年々減少してきており、献血の思想の普及や献血への理解が十分とは言えず、本協議会の設置の目的は達成されていない。	継続設置
			（2）	非該当	若年層の献血者が年々減少してきており、献血の思想の普及や献血への理解が十分とは言えず、本協議会の必要性は低下していない。	
			（3）	非該当	委員が任命されている。	
			（4）	非該当	本協議会の委員は、各界、各層から幅広く就任いただいており、様々な視点からの意見をお聞きし、毎年度献血推進計画を策定しており、必要性は低下していない。	
			（5）	非該当	本協議会の委員は、各界、各層から幅広く就任いただいており、様々な視点からの意見をお聞きし、啓発活動等に協力をいただいていることから、必要性は低下していない。	
			（6）	非該当	他の附属機関と類似し、又は重複しているもの等はない。	
43	国保・健康増進課	健康ながさき２１推進会議	（1）	非該当	県健康増進計画及び計画を踏まえた各種施策は継続しており、所期の目的を達成したとはいえない。	継続設置
			（2）	非該当	健康志向の高まり、健康長寿社会の実現など健康づくり対策の重要性は増しており、必要性の低下はない。	
			（3）	非該当	委員が任命されている。	
			（4）	非該当	活発に意見交換をしており、形式的で設置効果が乏しいとはいえない。	
			（5）	非該当	関係者が一堂に会し情報・意見等を共有することに意義があり、個別の意見聴取等の方法では会議の目的の達成ができない。	
			（6）	非該当	県健康増進計画の策定・推進に資する会議であり、他との重複はない。	
44	国保・健康増進課	長崎県地域・職域連携推進協議会	（1）	非該当	県健康増進計画及び計画を踏まえた各種施策は継続しており、所期の目的を達成したとはいえない。	継続設置
			（2）	非該当	健康志向の高まり、健康長寿社会の実現など健康づくり対策の重要性は増しており、必要性の低下はない。	
			（3）	非該当	委員が任命されている。	
			（4）	非該当	活発に意見交換をしており、形式的で設置効果が乏しいとはいえない。	
			（5）	非該当	関係者が一堂に会し情報・意見等を共有することに意義があり、個別の意見聴取等の方法では会議の目的の達成ができない。	
			（6）	非該当	県健康増進計画の策定・推進に資する会議であり、他との重複はない。	

※「番号」欄については、資料２における番号（令和７年度中に廃止した機関を除く。）

番号	所管	機関名称	第7条	検討結果	検討内容	今後の方向性
45	長寿社会課	長崎県高齢者虐待防止・身体拘束ゼロ作戦推進会議	（1）	非該当	高齢者虐待件数が増加傾向にあり、目的を達したとはいえない。	継続設置
			（2）	非該当	高齢化の進展や認知症高齢者の増加に伴い、必要性が増してきている。	
			（3）	非該当	委員が任命されている。	
			（4）	非該当	高齢者虐待件数が増加傾向にある中、活発に質疑・意見交換がなされており必要性は低下していない。	
			（5）	非該当	高齢者虐待防止に向けた、意見・情報の交換の場として機能しており、意見聴取等の他の方法では代替できない。	
			（6）	非該当	著しく類似しているものはない。	
46	長寿社会課	長崎県地域包括ケアシステム推進協議会	（1）	非該当	地域包括ケアシステムは概ね構築されたものの、今後は、システムの充実に向けた市町の取組を一層推進する必要があるため、所期の目的を達したとはいえない。	継続設置
			（2）	非該当	国においても地域包括ケアシステムの更なる深化を推進しており、必要性は低下していない。	
			（3）	非該当	委員が任命されている。	
			（4）	非該当	委員それぞれの立場から、地域包括ケアシステムの推進に向けたご意見やご提案がなされており、形式的なものとはなっていない。	
			（5）	非該当	医療、介護、介護予防・生活支援、地域リハビリテーション、認知症など幅広い分野にわたって、ご意見をいただく必要があるため、他の方法では代替できない。	
			（6）	非該当	著しく類似しているものはなく、他の附属機関等との統合は困難である。	
47	長寿社会課	長崎県介護事業所認証評価制度推進委員会	（1）	非該当	介護事業所認証評価制度の設立から事業所の認証・PRまで、有識者の意見をもとに実施することができたが、引き続き認証基準やPR方法等の見直しにより、認証評価制度の推進に取り組む必要があるため。	継続設置
			（2）	非該当	介護需要が高まり、人材不足が常態化している中で、介護事業所の労働環境改善やイメージアップにより離職率低下や採用率向上に取り組む必要があり、引き続き介護事業所認証評価制度により業界全体の取組を推進する必要があることから、必要性が著しく低下したとはいえない。	
			（3）	非該当	委員は任命されている。	
			（4）	非該当	介護事業所における人材育成や労働環境の改善等について精通している外部の有識者による活発な意見交換がなされ、今後の方向性について意見の提起を受けているため。	
			（5）	非該当	介護事業所における人材育成や労働環境の改善等について精通している外部の有識者による活発な意見交換がなされ、今後の方向性について意見の提起を受けているため。	
			（6）	非該当	類似する機関は存在しないため。	
48	長寿社会課	長崎県ケアラー支援に関する有識者会議	（1）	非該当	ケアラー支援の推進体制の構築については、今後も継続して行う必要があるため、目的を達したとはいえない。	継続設置
			（2）	非該当	ケアラー支援の推進について、意見聴取や審議を行う本有識者会議の必要性は高い。	
			（3）	非該当	委員が任命されている。	
			（4）	非該当	ケアラー支援に関する施策等に関して、幅広い観点から意見を聴取するとともに、助言を得ることができている。	
			（5）	非該当	ケアラー支援の推進について、意見・情報交換、議論の場として機能しており、意見聴取等の他の方法では代替できない。	
			（6）	非該当	著しく類似しているものはなく、他の附属機関等と統合可能ではない。	
49	障害福祉課	長崎県手話言語施策推進協議会	（1）	非該当	手話言語条例をR6.4.1に施行し、県全域の手話の普及啓発及びろう者への支援体制の整備に向けた施策の方向性等について、引き続き協議会での検討が必要であることから、所期の目的を達したものとはいえない。	継続設置
			（2）	非該当	手話言語条例をR6.4.1に施行し、県全域の手話の普及啓発及びろう者への支援体制の整備に向けた施策の方向性等について、引き続き協議会での検討が必要であることから、必要性が著しく低下したとはいえない。	
			（3）	非該当	委員が任命されている。	
			（4）	非該当	手話言語条例をR6.4.1に施行し、県全域の手話の普及啓発及びろう者への支援体制の整備に向けた施策の方向性等について、引き続き協議会での検討が必要であることから、設置の効果が乏しいとはいえない。	
			（5）	非該当	手話言語条例において、県が手話の普及等に関し必要な施策について定めようとするときは協議会の意見を聴くこととされている。	
			（6）	非該当	他に、設置の目的、所掌事務及び委員の構成が類似又は重複している附属機関等はない。	
50	原爆被爆者援護課	長崎県健康管理手当等認定審査会	（1）	非該当	継続して審査対象が存在し、所期の目的を達していない。	継続設置
			（2）	非該当	特に変化しておらず必要性は低下していない。	
			（3）	非該当	委員は毎年任命している。	
			（4）	非該当	毎月各申請に対する審査を依頼しており、形式的で設置の効果が乏しいものではない。	
			（5）	非該当	専門的な知識、経験が必要であり、関係者からの意見聴取その他の方法により、設置の目的の達成がが可能なものではない。	
			（6）	非該当	設置の目的、所掌事務及び委員の構成が他の附属機関と類似、重複するものではない。	

附属機関等の見直し検討状況【私的諮問機関等】（令和8年３月31日現在）　（資料９）

※「番号」欄については、資料２における番号（令和７年度中に廃止した機関を除く。）

番号	所管	機関名称	第7条	検討結果	検討内容	今後の方向性
51	原爆被爆者援護課	長崎県被爆体験者精神医療受給者証審査会	（1）	非該当	当該審査会は事前に書面での審査を依頼し、内容に疑義等があるときに開催するものとしており、被爆体験者精神医療受給者証の交付申請が常にあるため、所期の目的が達成されたとはいえない。	継続設置
			（2）	非該当	社会経済情勢は特に変化しておらず必要性は低下していない。	
			（3）	非該当	委員は任命されている。	
			（4）	非該当	当該審査会は事前に書面での審査を依頼し、内容に疑義等があるときに開催するものとしており、また審査内容にあたっては判定に専門性が必要不可欠であり、形式的な設置ではない。	
			（5）	非該当	当該事業実施要綱上、精神医学に関する専門家で構成する当該審査会を設置の上、審査に当たっては、その意見を聴くとなっており、その他の方法は考えられない。	
			（6）	非該当	設置の目的、所掌事務及び委員の構成が他の附属機関と類似、重複するものではない。	
52	原爆被爆者援護課	長崎県第二種健康診断特例区域医療受給者証審査会	（1）	非該当	第二種健康診断特例区域医療受給者証の交付申請が常にあるため、所期の目的が達成されたとはいえない。	継続設置
			（2）	非該当	社会経済情勢は特に変化しておらず必要性は低下していない。	
			（3）	非該当	委員は任命されている。	
			（4）	非該当	毎月ケースごとの審査を依頼しており、形式的な設置ではない。	
			（5）	非該当	当該事業実施要綱上、学識経験を有する医師で構成する当該審査会を設置の上、審査に当たっては、その意見を聴くとなっており、その他の方法は考えられない。	
			（6）	非該当	設置の目的、所掌事務及び委員の構成が他の附属機関と類似、重複するものではない。	
53	こども未来課	長崎県幼児教育推進懇話会	（1）	非該当	幼児教育の推進に引き続き努める必要があり、廃止及び統合はできない。	継続設置
			（2）	非該当	社会経済情勢の変化等により必要性が著しく低下しているという状況ではなく、廃止及び統合はできない。	
			（3）	非該当	委員は任命されている。	
			（4）	非該当	時期に応じた議題を設定のうえ会議を行い協議を行っており、設置の意義がある。	
			（5）	非該当	各分野の学識経験者等で構成された協議会であり、他の方法による設置目的の達成はできない。	
			（6）	非該当	設置の目的、所掌事務及び委員の構成が類似、又は重複している附属機関は他にはない。	
54	こども家庭課	長崎県発達障害児・者総合支援推進会議	（1）	非該当	発達障害者支援法に基づく協議会であり、今後も継続して協議を行う必要があるため、所期の目的を達したとはいえない。	継続設置
			（2）	非該当	発達障害の認知度の高まりとともに、発達障害児・者への支援の必要性は増している。	
			（3）	非該当	委員は任命されている。	
			（4）	非該当	会議の中でも活発な議論があっていることから、設置の効果が乏しいことはない。	
			（5）	非該当	学識経験者や支援機関の代表、行政等などで構成された機関であり、他の方法による設置の目的の達成はできない。	
			（6）	非該当	設置の目的、所掌事務及び委員の構成が類似し、又は重複している附属機関は他にはない。	
55	こども家庭課	長崎県困難な問題を抱える女性支援及びDV対策等推進会議	（1）	非該当	令和６年度に検討のうえ統合を行ったため。	継続設置
			（2）	非該当	令和６年度に検討のうえ統合を行ったため。	
			（3）	非該当	委員は任命されている。	
			（4）	非該当	令和６年度に検討のうえ統合を行ったため。	
			（5）	非該当	令和６年度に検討のうえ統合を行ったため。	
			（6）	非該当	令和６年度に検討のうえ統合を行ったため。	
57	漁業振興課	長崎県栽培漁業・資源管理型漁業推進協議会	（1）	非該当	本協議会は、栽培漁業センターによる計画的かつ効果的な栽培漁業の展開と、資源水準に見合った合理的な資源管理の推進により、沿岸漁業資源の効果的な培養及び沿岸漁業経営の安定を図ることを目的としており、関係団体等と連携した資源管理の継続性が求められることから、目的を達しているとはいえない。	廃止
			（2）	非該当	沿岸漁業資源については持続的な管理・培養が求められており、協調的枠組の中で取り組むべき課題であることから、必要性が低下しているものではない。	
			（3）	非該当	委員は任期3年で任命されており、会議も定期的に開催されている。	
			（4）	非該当	会議では、県の実施する資源管理関連事業及び栽培漁業関連事業について報告・説明、情報共有等がなされており、各関連団体同士の協調的取組に資するものである。	
			（5）	該当	関係者が参加する既存の他会議で意見聴取が可能なため廃止する。	
			（6）	非該当	他の関係附属機関と類似又は重複するものではない。	

※「番号」欄については、資料２における番号（令和７年度中に廃止した機関を除く。）

番号	所管	機関名称	第7条	検討結果	検討内容	今後の方向性
58	漁業振興課	長崎県海面利用協議会	（1）	非該当	目的を達成するためには継続して協議が必要。	継続設置
			（2）	非該当	社会経済情勢の変化等により必要性が増している。	
			（3）	非該当	委員の任期３年毎に継続して任命されている。	
			（4）	非該当	十分な協議が行われている。	
			（5）	非該当	意見聴取等では目的達成は難しい。	
			（6）	非該当	所掌事項を満たす協議の場は他にない。	
59	漁業振興課	長崎県海面利用地区協議会	（1）	非該当	目的を達成するためには継続して協議が必要	継続設置
			（2）	非該当	社会経済情勢の変化等により必要性が増している。	
			（3）	非該当	委員の任期３年毎に継続して任命されている。	
			（4）	非該当	十分な協議が行われている。	
			（5）	非該当	意見聴取等では目的達成は難しい。	
			（6）	非該当	所掌事項を満たす協議の場は他にない。	
60	水産経営課	沿岸漁業改善資金地区運営協議会	（1）	非該当	貸付申請においては、案件ごとに各運営協議会の貸付け適否に関する意見が必要	継続設置
			（2）	非該当	資金に対する需要があり、各運営協議会を設ける必要がある。	
			（3）	非該当	委員が任命されている。	
			（4）	非該当	貸付け適否等に関する協議が十分に行われている。	
			（5）	非該当	意見聴取等では目的達成は難しい。	
			（6）	非該当	所掌事項を満たす協議の場は他にない。	
61	水産経営課	長崎県漁業経営改善計画認定審査委員会	（1）	非該当	漁業経営改善計画の認定申請があるたびに、委員会の意見が必要とされるため、所期の目的を達したとはいえない。	継続設置
			（2）	非該当	毎年、計画認定に対する需要があり、設置の必要性は低下していない。	
			（3）	非該当	委員は任命されている。	
			（4）	非該当	十分協議がなされている。	
			（5）	非該当	意見聴取等では目的達成は難しい。	
			（6）	非該当	所掌事務が類似している附属機関等はない。	
62	水産経営課	長崎県漁業士認定委員会	（1）	非該当	設置目的の達成が認められない。	継続設置
			（2）	非該当	十分な必要性あり。	
			（3）	非該当	全委員が委員運営に積極的に関与している。	
			（4）	非該当	認定を受けた漁業士の活動は本県沿岸漁業の振興発展に貢献している。	
			（5）	非該当	水産業の実情を熟知した組織の関係者が一同に参集することで、効果的な運営を可能としている。	
			（6）	非該当	取組内容は他の附属機関等と重複しておらず、統合はできない。	
63	水産経営課	長崎県漁業担い手活動協議会	（1）	非該当	設置目的の達成が認められない。	継続設置
			（2）	非該当	十分な必要性あり。	
			（3）	非該当	全委員が協議会運営に積極的に関与している。	
			（4）	非該当	本県の漁業担い手の確保に貢献している。	
			（5）	非該当	公募委員と併せて、関係機関の関係者が一同に参集することで、効率的な運営を可能としている。	
			（6）	非該当	取組内容は他の附属機関等と重複しておらず、統合はできない。	

附属機関等の見直し検討状況【私的諮問機関等】（令和8年３月31日現在）　（資料９）

※「番号」欄については、資料２における番号（令和７年度中に廃止した機関を除く。）

番号	所管	機関名称	第7条	検討結果	検討内容	今後の方向性
64	水産経営課	スマート漁業等推進会議	（1）	非該当	本県の水産業は、担い手の減少や高齢化、魚価の低迷など厳しい状況が続いていることから、本推進会議が実施している漁業のスマート化や新たなチャレンジなどの推進、県内漁業者の経営改善・強化に向けた指導・支援は、今後も継続して行う必要がある。	継続設置
			（2）	非該当	上記(1)の理由から、十分な必要性あり。	
			（3）	非該当	全委員が推進会議運営に積極的に関与している。	
			（4）	非該当	専門部会等と連携して各種経営計画の策定指導や審査を実施しており、漁業者の経営改善に貢献している。	
			（5）	非該当	関係機関の代表が一堂に参集することで、様々な観点からの計画策定等の指導が可能であり、効率的な運営を行っている。	
			（6）	非該当	水産業の経営に関して協議する附属機関等は他にない。	
65	水産加工流通課	長崎魚市場高度衛生化施設整備検討委員会	（1）	非該当	事業継続中であるため目的を達成していない。	継続設置
			（2）	非該当	事業継続中であり、必要性の低下はない。	
			（3）	非該当	全ての委員は任命されている。	
			（4）	非該当	委員会における検討内容は、事業に反映されている。	
			（5）	非該当	多数の関係者の意見を取りまとめる必要があるため、当該委員会形式が望ましい。	
			（6）	非該当	類似の機関はない。	
66	農政課	「ながさき農林業・農山村活性化計画」推進委員会	（1）	非該当	「ながさき農林業・農山村活性化計画」の推進に向けた、継続的な実施が必要である。	継続設置
			（2）	非該当	農林業を取り巻く状況は依然として厳しく、必要性が低下したとはいえない。	
			（3）	非該当	委員を任命し、毎年度委員会を開催している。	
			（4）	非該当	毎年度、委員会を開催し、活動評価や今後の取組について審議しており、形式的とはいえない。	
			（5）	非該当	農林部の主要計画に対して広い見識による検証・評価を行うため、関係者からの意見聴取だけでなく一般公募委員等を含めて審議をおこなう必要がある。	
			（6）	非該当	農林部の主要計画に対する委員会であり、他に類似するものはない。	
67	農政課	長崎県普及指導活動外部評価会議	（1）	非該当	県内振興局が毎年策定し活動を行う「普及指導計画」の評価を行うため、継続的な実施が必要であると判断することから、目的を達成したとはいえない。	継続設置
			（2）	非該当	農林業を取り巻く状況は依然として厳しく、情勢の変化に対応した継続的な評価が必要であることから、必要性が低下したものとはいえない。	
			（3）	非該当	委員を任命し、毎年度委員会を開催している。	
			（4）	非該当	評価する普及指導活動の対象は毎年変更して審議し、活動内容の評価・提案を普及指導へ反映しており、形式的なものとはいえない。	
			（5）	非該当	県内各振興局が策定する「普及指導計画」に対して効果的・効率的に普及活動を展開するため、様々な専門分野から構成する第三者の外部委員による幅広い見識での評価を行うこととしており、他の方法による同様の評価を行えない。	
			（6）	非該当	県内振興局が策定する「普及指導計画」を評価員により客観的に評価し、効果的・効率的に普及活動を展開するための委員会であり、他に類似するものはない。	
68	農山村振興課	長崎県中山間地域等振興対策審査委員会	（1）	非該当	目的が、国の中山間地域等直接支払交付金実施要領の規定に基づく設置のため必要不可欠。	継続設置
			（2）	非該当	国の中山間地域等直接支払交付金実施要領の規定に基づく設置のため必要不可欠。	
			（3）	非該当	長崎県中山間地域等振興対策審査委員会設置要領に基づき任命されている。	
			（4）	非該当	国の中山間地域等直接支払交付金実施要領の規定に基づく設置のため必要不可欠。	
			（5）	非該当	国の中山間地域等直接支払交付金実施要領の規定に基づく設置のため必要不可欠。	
			（6）	非該当	国の中山間地域等直接支払交付金実施要領の規定に基づく設置のため必要不可欠。	
69	畜産課	長崎県蜜蜂転飼調整委員会	（1）	非該当	委員会の目的が「養蜂に係る紛争解決の場を提供すること」であることから、所期の目的を達したものとはいえない。	継続設置
			（2）	非該当	社会経済情勢に影響をうけるものではないため、必要性が著しく低下したとはいえない。	
			（3）	非該当	委員が任命されている。	
			（4）	非該当	紛争が発生した都度の随時開催であることから、形式的で設置の結果が乏しいものとはいえない。	
			（5）	非該当	本委員会の目的が、蜂群の転飼又は設置に係る紛争当事者等の議論が十分に尽くされ、蜂群の配置調整等が円滑に行われるよう、公正な話し合いの場を提供することにあり、関係者への意見聴取その他の方法では、目的を達成できない。	
			（6）	非該当	他の附属機関と類似性がなく、他の附属機関との統合が困難である。	

附属機関等の見直し検討状況【私的諮問機関等】（令和8年３月31日現在）　（資料９）

※「番号」欄については、資料２における番号（令和７年度中に廃止した機関を除く。）

番号	所管	機関名称	第7条	検討結果	検討内容	今後の方向性
70	林政課	ながさき森林環境基金管理運営委員会	（1）	非該当	ながさき森林環境基金の管理は継続中であり、必要性が著しく低下したとはいえない。	継続設置
			（2）	非該当	ながさき森林環境基金の管理は継続中であり、必要性が著しく低下したとはいえない。	
			（3）	非該当	委員は継続して任命されている。	
			（4）	非該当	会議は形式的なものでなくその効果は高い。	
			（5）	非該当	委員は林業関係者のみでなく、公認会計士、報道関係、公募委員と多岐にわたっており、ほかの方法での目的の達成は困難。	
			（6）	非該当	設置の目的等、他附属機関と類似の委員会はない。	
71	建設企画課	長崎県入札監視委員会	（1）	非該当	「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」及び「発注関係事務の運用に関する指針」に基づき、第三者機関の活用等により入札及び契約制度の適正化のため意見を求める必要があることから、設置を継続する必要がある。	継続設置
			（2）	非該当	県が発注する工事に関して入札事務等における公正の確保と透明性の向上を図ることについては今後も求められることから、必要性が低下したとはいえない。	
			（3）	非該当	委員は任命されている。	
			（4）	非該当	年２回の定例会議を通じて県が入札を行った工事の中から委員会が抽出した案件に関して、調査審議を行い、年１回知事へ提言を行っており、形式的で設置の効果が乏しいとはいえない。	
			（5）	非該当	(1)にあるとおり、入札及び契約の適正化に必要な措置を講ずるため第三者の意見が必要であり、これに対応した委員会の設置であることから、他の方法により設置の目的の達成が可能なものとはいえない。	
			（6）	非該当	一部の委員が他の委員会と重複しているが、設置の目的、所掌事務が他の附属機関とは類似、重複していないことから、行政の総合性又は効率性の確保の見地から他の附属機関との統合が望ましいとはいえない。	
72	建設企画課	長崎県総合評価審査委員会	（1）	非該当	総合評価落札方式による公共事業は継続して実施されている。	継続設置
			（2）	非該当	総合評価落札方式による公共事業は継続して実施されている。	
			（3）	非該当	委員は任命されている。	
			（4）	非該当	毎回、個別案件で意見を徴している。	
			（5）	非該当	品確法で学識者等の意見聴取を求められており、専門委員の意見が必要である。	
			（6）	非該当	他に類似する委員会はない。	
74	都市政策課	長崎県公共事業等デザイン支援会議	（1）	非該当	県全域で景観に配慮した社会資本の整備が進むには継続的なデザイン支援が必要であり、現時点で所期の目的を達したとはいえない。	継続設置
			（2）	非該当	景観形成への社会的な関心は高く、今後も公共事業へのデザイン支援は必要である。	
			（3）	非該当	委員は任命されている。	
			（4）	非該当	毎回新たな案件について多角的に議論しており、形式的なものではない。	
			（5）	非該当	複数の分野の専門家が一堂に会し、公共施設のデザインについて様々な角度から議論・助言がなされており、個別の意見聴取等の方法では代替できない。	
			（6）	非該当	他の附属機関との類似・重複はない。	
75	都市政策課	「長崎市中央部・臨海地域」都市再生委員会	（1）	非該当	重点エリアの整備計画の中には長中短期の施策があり、施策を進めていく中で、社会情勢の変化等により整備計画の改訂が必要になってくるため、所期の目的を達したとはいえない。	継続設置
			（2）	非該当	現在、そして今後の都市再生を進めていく中で必要である。	
			（3）	非該当	委員は任命されている。	
			（4）	非該当	各委員からの意見・助言等を基に整備計画の改訂等を行うなど実際の施行に反映しており、形式的で設置の効果が乏しいとはいえない。	
			（5）	非該当	複数の委員から意見・助言等をいただき都市再生を進めていくため、一堂に会して行う現在の方法がベストである。	
			（6）	非該当	他の附属機関との類似・重複はない。	
76	都市政策課	長崎駅周辺エリアデザイン調整会議	（1）	非該当	今後も調整案件があるため。	継続設置
			（2）	非該当	長崎駅周辺において各種事業が予定されており、今後も調整が必要であるため。	
			（3）	非該当	継続的に任命している。	
			（4）	非該当	各委員からの意見・助言が事業の施行に反映されるなど成果が上がっているため。	
			（5）	非該当	委員からの意見・助言については、多様な視点から検討する必要があるため、現在の方法が適している。	
			（6）	非該当	他の附属機関との類似・重複はない。	

※「番号」欄については、資料２における番号（令和７年度中に廃止した機関を除く。）

番号	所管	機関名称	第7条	検討結果	検討内容	今後の方向性
79	住宅課	長崎県住宅政策懇談会	（1）	非該当	住宅政策は社会情勢の変化に応じ変わりゆくため、所期の目的が達成されたとはいえない。	継続設置
			（2）	非該当	住宅政策は社会情勢の変化に応じ変わりゆくため、今後も必要である。	
			（3）	非該当	開催周期はこれまで同様概ね５年毎のため廃止統合を検討する必要がなく、開催に合わせて委員を任命している。	
			（4）	非該当	専門性の高い委員から活発な意見・助言をいただいている。	
			（5）	非該当	委員からの意見・助言については、多様な視点から検討する必要があるため、現在の方法が適している。	
			（6）	非該当	住宅政策全般に係る機関であり、他の附属機関との類似・重複はない。	
80	会計課	長崎県政府調達苦情検討委員会	（1）	非該当	所期の目的は達成していない。	継続設置
			（2）	非該当	必要性は低下していない。	
			（3）	非該当	委員は任命されている。	
			（4）	非該当	形式的な開催ではない。	
			（5）	非該当	委員が検討し提案を行う必要があるため、その他の方法によることができない。	
			（6）	非該当	類似、重複しているのものはない。	
81	交通局 管理部	長崎県営バス経営評価委員会	（1）	非該当	長崎県交通局が経営の外部評価を実施するに当たり、経営に関する有識者等第三者の視点から経営状況の適切な評価、経営改善の着実な実施を図る目的での設置であるため非該当とする。	継続設置
			（2）	非該当	人口減少・少子高齢化社会という厳しい環境下において、今後より革新的な経営戦略が重要視されることから必要性が低下したとはいえない。	
			（3）	非該当	委員を任命し、委員会を開催しているため非該当とする。	
			（4）	非該当	委員会における提案に対し、新規路線開拓の実施や新事業の展開など経営改善の実現に向けて取り組んでいるため非該当とする。	
			（5）	非該当	公共交通における課題と施策に関する議題をもとに交通・環境・経営・学識といった多岐にわたる様々な委員からの意見や情報収集が必要であるため非該当とする。	
			（6）	非該当	他の附属機関を設置していないため非該当とする。	
82	教育政策課	長崎県教育振興会議	（1）	非該当	長崎県教育振興基本計画や本県教育の取組状況などについての意見を求め、教育行政の検証及び改善を図っており、設置の目的については失われていない。	継続設置
			（2）	非該当	本県教育行政の検証・改善は引き続き実施していく必要がある。	
			（3）	非該当	委員が任命されている。	
			（4）	非該当	本県教育行政の検証や改善を図る上で大きな役割を果たしており、形式的なものとはなっていない。	
			（5）	非該当	会議の形式によることで議論が深まり、本県教育行政の検証や改善に繋がっていることから、他の方法によることは難しい。	
			（6）	非該当	統合可能な他の附属機関はない。	
85	児童生徒支援課	長崎県不登校支援協議会	（1）	非該当	所期の目的を達成していない。	継続設置
			（2）	非該当	不登校児童生徒の支援のため、必要性は高まっている。	
			（3）	非該当	委員は任命されている。	
			（4）	非該当	形式的なものとはなっていないと思料される。	
			（5）	非該当	その他の方法では目的が達成できないと思料される。	
			（6）	非該当	他の附属機関等と類似したものはなく、統合することは困難。	

（資料 10）

附属機関等の新設・廃止等の状況（令和８年３月 31 日現在）

○休止・廃止の状況（令和７年度）

区分		附属機関	私的諮問機関等	合計
令和6年度	令和6年度 機関数（年度内廃止を含む）	61	84	145
	廃止機関数（R6）	0	5	5
	令和6年度末時点 機関数	61	79	140
令和7年度	新設機関数（R7）	0	6	6
	機関名称（及び所管課）		ながさきブランド検討懇話会（ながさきPR戦略課）	
			ながさきブランド検討会議（ながさきPR戦略課）	
			長崎県人権尊重を促す条例（仮称）有識者会議	
			長崎県肝炎対策協議会	
			長崎県水産業振興基本計画検討委員会	
			ながさき次世代高校創生会議	
	令和7年度 機関数（年度内廃止を含む）	**61**	**85**	**146**
	廃止機関数（R7）	0	9	9
	機関名称（及び所管課）		ながさきブランド検討懇話会（ながさきPR戦略課）	
			ながさきブランド検討会議（ながさきPR戦略課）	
			長崎県動物愛護管理センター（仮称）事業者選定委員会	
			長崎県水産業振興基本計画検討委員会	
			長崎駅舎・駅前広場等デザイン検討会議	
			島原半島地域の交通機能強化検討委員会	
			西彼杵道路計画検討委員会	
			ながさき次世代高校創生会議	
			長崎県教職の魅力化作戦会議	
	令和7年度末時点 機関数	**61**	**76**	**137**